

「障害者差別解消法」施行に伴う

障害学生に関する

紛争の防止・解決等事例集

令和2年度収集事例



JASSO

独立行政法人

日本学生支援機構

Japan Student Services Organization



## はじめに

令和3年3月

平成28年4月の障害者差別解消法の施行に伴い、国公立、私立を問わず、すべての大学等において、不当な差別的取扱いの禁止が義務化されました。また、合理的配慮の不提供の禁止については、国公立大学等は法的義務、私立大学等は努力義務となりました。

独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)では、障害者差別解消法の下での紛争の防止・解決に関して、各大学等が適切な対応を行なうために、参考にできる具体例を収集・分析・公表・普及することを目的に、平成28年度から、障害者差別解消法に関する対応状況調査並びに紛争の防止・解決等の参考となる事例の収集(以下「本調査」という。)を実施しています。本調査にご協力いただいております高等教育機関、相談機関等の関係者の皆様に、厚く御礼申し上げます。

本調査において各大学等から提出いただいた具体的事例については、これらを分析して公表し、さらに蓄積、普及していくことで、各大学等における紛争の防止や解決に向けた一助となることを期待しております。高等教育機関や相談機関等の関係の皆様におかれましては、合理的配慮を行なう際などにおける参考資料として、本事例集をぜひご活用いただきますようお願いいたします。

日本学生支援機構学生生活部  
障害学生支援課

# 目次

「紛争」等の概念について..... |

## 事例紹介

### ○大学・短期大学・高等専門学校的事例

視覚障害.....3

聴覚・言語障害.....9

肢体不自由.....13

病弱・虚弱.....21

重複.....25

発達障害.....31

精神障害.....51

その他の障害.....61

○相談機関の事例.....63

○その他参考事例.....69

協力者会議.....73

索引（支援の場面別）.....75

## 「紛争」等の概念について

障害学生支援の場で「紛争」という言葉を聞くと、例えば非難応酬などの感情的にこじれてしまったトラブルや、裁判などの大きな揉め事をイメージする方もいるかもしれません。しかし、本調査における「紛争」の概念は、そのイメージとは異なります。本調査では、大学等と学生等とが対立した状況で、自己の利益の実現のため、相互に要求と拒絶を行なっているプロセスを、「紛争」と理解します(注)。例えば、学生がエレベーターの設置を要求したのに対し、大学がコストを理由にその要求を受入れない状況(対立した状況)で、学生と大学が一步も譲らず、エレベーターの設置に関して相互に要求と拒絶をしているプロセスが「紛争」です。

### 紛争とは

これに対して、「建設的対話」とは、学生の抱える困難を解決するため、大学等と学生等がお互いに協調するプロセスをいいます。例えば、学生がエレベーターの設置を要求したのに対し、大学はコストを理由にその要求を受入れず、学生の困難を解消する代替案として教室変更措置を提案したとします。学生は、その提案を納得して受入れるも、教室変更措置に加え、必要に応じてインターネット中継を実施することも希望し、大学がそれを受入れる、といったプロセスが「建設的対話」です。ここでは、双方の意向と事情が考慮に入れられつつ、学生の困難の解決に向けた協力がなされています。

### 建設的対話とは

大学等が、学生からの申し出を受け、話し合いをするプロセスでは、「紛争」の側面と「建設的対話」の側面が混在することがあります。そのような場合、「紛争」を適切にコントロールし、「建設的対話」を図ることにより、学生も納得できる合意の形成を目指すことが、大学等に求められます。また、大学等が、「紛争」が継続し全面に出ることを防止し、「建設的対話」による相互理解に努めることは、感情的にこじれる事態や裁判に「紛争」がもちこまれる事態などを防ぐうえでも重要です。それらの事態の解決に要するコストは決して小さくありません。

### 紛争をコントロールする

大学等が、学生からの申し出を受け、話し合いをするプロセスでは、「紛争」の側面と「建設的対話」の側面が混在することがあります。そのような場合、「紛争」を適切にコントロールし、「建設的対話」を図ることにより、学生も納得できる合意の形成を目指すことが、大学等に求められます。また、大学等が、「紛争」が継続し全面に出ることを防止し、「建設的対話」による相互理解に努めることは、感情的にこじれる事態や裁判に「紛争」がもちこまれる事態などを防ぐうえでも重要です。それらの事態の解決に要するコストは決して小さくありません。

## 紛争の防止、解決

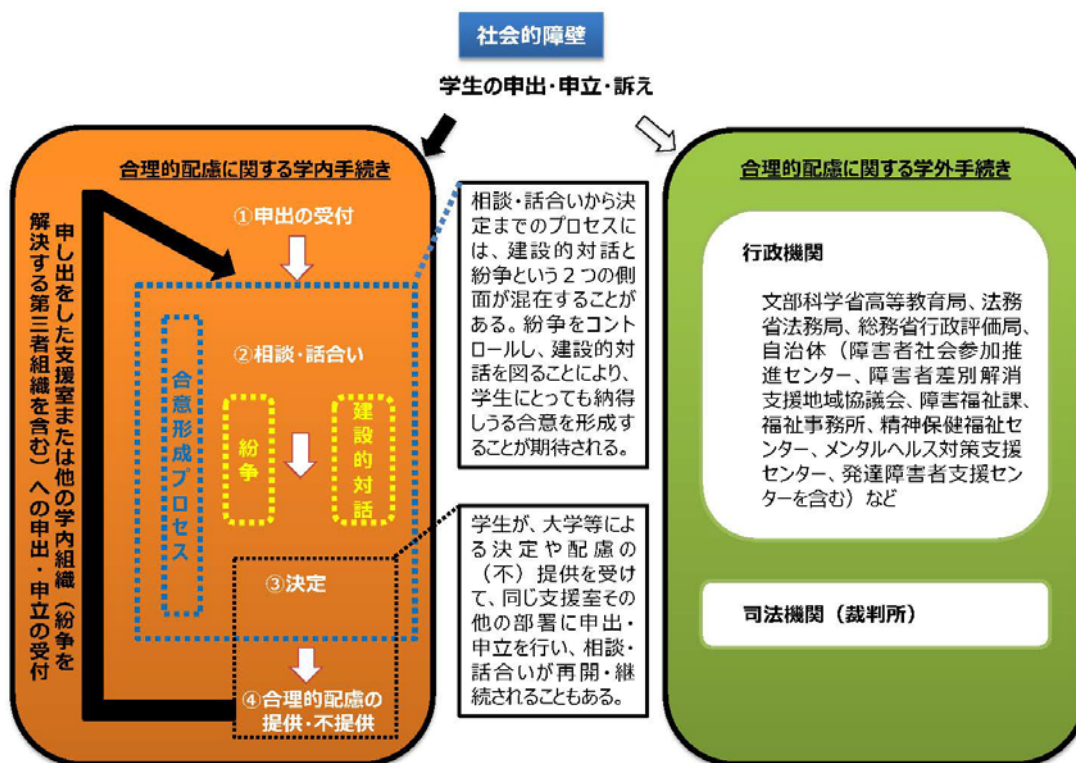
たしかに、大学等と学生等との話し合いの場で、一時的・局所的な「紛争」が発生するのは、ある意味では仕方がないことかもしれません。しかしながら、学生の機会の平等の点からも、大学等のリスクマネジメントの点からも、「紛争」の継続化・全面化（対立した状況において要求と拒絶のプロセスが長期間継続し、話し合いの場が「紛争」一色に染まること）を防止する必要性は高いといえます。そのような意味での「紛争の防止」に役に立つ情報を収集し提供するものが、本調査の目的です。加えて、継続化・全面化してしまった「紛争」が学内でどのように解決されているか、また裁判所を含む学外機関に「紛争」がもちこまれた場合に、それがどのように解決されているか、という意味での「紛争の解決」に関する情報を収集し提供することも、本調査の目的です。

(注) 例えば、六本佳平『法社会学』（有斐閣、1986年）では、「『紛争』とは、①具体的かつ特定の行為主体の間における、②生活上の真剣な利害の対立に基づくあらそいであって、③相手方の行為自体に対する働きかけを伴う直接的なあらそいであり、(③を意味の次元でとらえれば) 要求とその拒絶という伝達を伴うあらそいである」と記されています。

※「障害者差別解消法」及び合理的配慮の提供についての詳細は、以下の内閣府ウェブサイト障害を理由とする差別の解消の推進ページでご確認ください。

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

合理的配慮の提供をめぐる紛争発生についての概念図



## 事例紹介 視覚障害

### ○盲

事例 No.1562(盲)テキストデータ化(語学・数式を含むものは点訳)、講義の録音、パソコン使用の許可等……………4

事例 No.1815(盲)学内の共有スペースに点字ブロックを設置してほしい……………6

### ○弱視

事例 No.1555(弱視)他の学生と同じように興味のある実習先を選べるようにしてほしい……………7

事例No.1562(盲)テキストデータ化（語学・数式を含むものは点訳）、講義の録音、パソコン使用の許可等

事例が起きた時期

令和元年度

発生時期:受験時

事例が起きた学校

私立大学、学校規模:500から999人

対象学生

学科(専攻):社会科学、年次:1、障害種:視覚障害(盲)

支援の申し出

1.支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):学生生活支援担当部署
- ・支援の申し出を受け付ける申請書(様式):有
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2.支援が必要とされた場面

授業・研究指導 式典、行事、説明会、シンポジウム等への参加 図書館・メディアセンター

申し出への対応

1.配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 入試担当部署 学生生活支援担当部署 教務担当部署 教育部門
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

相談内容

記入なし

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:配布資料をデータで事前提供。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:その後特に何も言っていない

提供した配慮の具体的内容:教員が事前にWord、テキストでのデータ提供。

事後評価:記入なし

事後評価の理由・詳細:記入なし

申し出内容2:教科書、文献などのテキスト化（語学・数式含むものは点訳を希望）。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:その後特に何も言っていない

提供した配慮の具体的内容:事前にテキスト化して提供するか、教員が点訳が必要な箇所を指定して、学生課より学外へ点訳依頼したものを提供。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:その後特に何も言っていない。



申し出内容3:可能な範囲で提示資料をデータ（パワーポイント等）で配布。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:その後特に何も言っていない

提供した配慮の具体的内容:教員は提示資料をパワーポイントで配布、画像に意味があるなら説明を付け加える。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:その後特に何も言っていない。

申し出内容4:重要事項や学生にとって必要な指示は読上げる。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:その後特に何も言っていない

提供した配慮の具体的内容:教員は授業中、声を出しながら板書したり、読み上げをする。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:その後特に何も言っていない。

申し出内容5:「これ」「それ」「ここ」「そこ」などの指示語の使用は避け、具体的に何を指しているか伝える。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:その後特に何も言っていない

提供した配慮の具体的内容:教員は指示語を使用せず、具体的に何を指しているか説明する。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:その後特に何も言っていない。

申し出内容6:授業中にICレコーダーでの録音、パソコンでのノート作成、イヤホンの使用などの許可。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:その後特に何も言っていない

提供した配慮の具体的内容:教員が授業のICレコーダーでの録音を認める。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:その後特に何も言っていない。

申し出内容7:授業中に提出するミニレポートの提出期限の延長及び提出物をテキストデータで提出。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:その後特に何も言っていない

提供した配慮の具体的内容:教員はレポートなど提出物のテキストデータでの提出を認める。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:その後特に何も言っていない。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

その後の経過、課題等

記入なし

事例No.1815(盲)学内の共有スペースに点字ブロックを設置してほしい

事例が起きた時期

令和元年度

発生時期:授業開始後

事例が起きた学校

私立大学、学校規模:1,000から1,999人

対象学生

学科(専攻):芸術、年次:3、障害種:視覚障害(盲)

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:無
- ・申し出を受けた部署(者):学生生活支援担当部署
- ・支援の申し出を受け付ける申請書(様式):無
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2. 支援が必要とされた場面

共有スペース

申し出への対応

1. 配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 学生生活支援担当部署 施設・設備担当部署 障がい学生支援委員会
- ・配慮内容の決定過程:当該学生は参加せず、決定後に通知した
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施なし

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

相談内容

学内に点字ブロックを設置してほしい。

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:視覚障害支援機器コーナーが、共有スペースにあり、他の学生の荷物や椅子が障害物となるため、誘導及び一般学生への注意のために点字ブロックを設置してほしい。その他必要な個所にも点字ブロックを設置してほしい。

提供した配慮:学校が提案した配慮=共有スペースには点字ブロックは設置せず、職員などによる誘導によって対応するとともに、一般学生には障害学生の通行を妨げないための配慮を掲示などにより呼び掛ける。

不提供の理由:過重な負担(費用・負担の程度)

不提供の経緯、具体的理由:共有スペース周辺は頻りに精密機器等の運搬が行なわれる場所で、点字ブロックの上を運搬する振動の影響で機器等に狂いが生じ、その都度調整が必要になるため。

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:その後特に何も言っていない

提供した配慮の具体的内容:必要に応じて学生支援課の職員が、移動の際の誘導を行なった。

事後評価:ニーズを満たせなかったが、学生は理解し、我慢している

事後評価の理由・詳細:「大学の方針として希望の場所には、原則、点字ブロックは設置せず、必要があれば警告ブロックを設置することで対応する」との決定を説明、納得はしないものの受け入れている状態である。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

その後の経過、課題等

記入なし

事例No.1555(弱視)他の学生と同じように興味のある実習先を選べるようにしてほしい

#### 事例が起きた時期

令和元年度

発生時期:受験時

#### 事例が起きた学校

公立大学、学校規模:5,000から9,999人

#### 対象学生

学科(専攻):保健(医・歯学を除く)、年次:2、障害種:視覚障害(弱視)

#### 支援の申し出

##### 1.支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):障害学生支援担当部署
- ・支援の申し出を受け付ける申請書(様式):有
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

##### 2.支援が必要とされた場面

受験・入学 授業・研究指導 実習、フィールドワーク等

#### 申し出への対応

##### 1.配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 教務担当部署 教育部門 保健管理部門 学生相談部門
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

##### 2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった。その後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている

#### 相談内容

記入なし

#### 申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:一般の学生は実習先を5つの候補から選べるのに自身は先生が選定した実習先に行くよう指導された。ほかの学生と同じように興味のある実習先を選べるようにしてほしい。

提供した配慮:学校が提案した配慮=今回は初回の実習でもあるため、教員が提案した実習先で実習を受けてもらい、次回からは当該学生の希望を確認した上で、実習先に受け入れ可能か教員から打診する。

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:教員は実習に当たって、当該学生の障害について配慮を十分にしてくれる実習機関を選んで当該学生に提案したが、当該学生は一般学生と同じ様に、数ある実習先から選択することを希望した。障害学生支援部署のコーディネーターと教務担当職員が双方の話を聞き、意見交換の機会を設けた。今回は(初回実習のため)、実習先の特色が実習内容に殆ど反映されないこと、次回以降の実習のスケジュールと内容を確認した。その上で、今回は教員の選んだ実習先で実習を行ない、次回からは学生の希望を確認した上で実習先を検討する、という方針を確認し双方納得した。

事後評価:ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細:教員が提案した実習先は自身の希望の実習先ではなかったが、教員が障害学生に対して十分配慮してもらえる実習機関であると選定した上で勤めてくれたものと理解し、次回からは希望を事前に確認してくれることが分かったため。

#### 配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:あった

申し立てを受けた部署:障害学生支援部署

申し立て内容:授業に同席する学生支援スタッフが、連絡なく休んだり、遅刻したりする。支援に関係ないことを話しかけることがあり、授業に集中できない。

申し立てへの対応に関わった部署:障害学生支援部署 教務担当部署 教育部門(学部、担当教員等)

申し立てへの対応手順:障害学生支援コーディネータが、学生・教員・教務担当職員と面談し、当該障害学生支援にふさわしい支援スタッフは、どのような人物で、どのように募集し、フォローアップをしたらよいか検討した。

申し立てへの対応内容:担当教員と学期の初めに支援スタッフの必要な授業について相談・決定し、担当教員から(院生も含めた)上級生で支援スタッフにふさわしい人物を募集した。必要人数が集まった段階で、顔合わせのミーティングを設け、障害学生から自身の障害や支援のポイントを説明してもらい、障害学生支援コーディネーターが、資料を活用しながら支援の考え方、役割について確認した。その後、支援スタッフを中心に連絡方法、担当科目などを検討した。

対応に関する学生の反応:納得して、問題なく修学している

学生の反応の具体的内容:ある程度の人数が集まり支援のシステムが作られたことや、支援についての基本的な考え方が共有されたため、授業中に話しかけられることや、支援スタッフの遅刻等がなくなり問題なく授業が受けられている。

#### その後の経過、課題等

履修授業が決まった段階で中心的な役割を担っている教員と面談し、支援スタッフを教員経由で募集し、令和2年度の前期も問題なく支援スタッフを配置することができた。

課題としては、障害者支援スタッフは、障害のために授業の履修に支障が出るところを補う役割を担っているが、当該学生の支援については、支援スタッフの業務を超えた要望(授業内容に関する質疑に答える)にまで応えているため、本来的にはティーチングアシスタント(TA)の業務の範囲まで支援スタッフが担っている。支援スタッフとTA、線引きをどこにするかが難しい。

## 事例紹介 聴覚・言語障害

### ○聾

事例 No.1581(聾)授業時にノートテイク、パソコンテイク等をつけてほしい…………… | 0

### ○難聴

事例 No.1570(難聴)受験時の連絡の文書化、指示は明瞭な発音と大きさを聞き取れたか確認してほしい等…………… | 1

事例No.1581(聾)授業時にノートテイク、パソコンテイク等をつけてほしい

事例が起きた時期

令和元年度

発生時期:進級時

事例が起きた学校

私立大学、学校規模:10,000人以上

対象学生

障害種:聴覚・言語障害(聾)

支援の申し出

1.支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):学生生活支援担当部署
- ・支援の申し出を受け付ける申請書(様式):有
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2.支援が必要とされた場面

受験・入学 授業・研究指導 実習、フィールドワーク等 事務窓口での対応 式典、行事、説明会、シンポジウム等への参加

申し出への対応

1.配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 学生生活支援担当部署 教務担当部署 教育部門
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった 当該学生は参加せず、決定後に通知した
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった 当該学生に対して、定期面談を行なっている その後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている

相談内容

授業時にノートテイク、パソコンテイク等の配置を希望した。

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:授業時にノートテイク、パソコンテイク等をつけてほしい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:申し出通りの配慮内容を提供することにしたから。

提供した配慮の具体的内容:学生支援室所属の職員がノートテイク、パソコンテイクとして、また授業によっては学科所属の助手が授業補助を行なった。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:学生から特段の不満は出ておらず、満足しているものと評価した。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

その後の経過、課題等

記入なし

事例No.1570(難聴)受験時の連絡の文書化、指示は明瞭な発音と大ききで聞き取れたか確認してほしい等

#### 事例が起きた時期

令和元年度

発生時期:受験時

#### 事例が起きた学校

国立高専、学校規模:1,000から1,999人

#### 対象学生

学科(専攻):工学、年次:1、障害種:聴覚・言語障害(難聴)

#### 支援の申し出

##### 1.支援の申し出の受付

・支援の申し出:有

・申し出を受けた部署(者):学生生活支援担当部署

・支援の申し出を受け付ける申請書(様式):無

・二一聴き取りのための面談:実施なし

##### 2.支援が必要とされた場面

受験・入学

#### 申し出への対応

##### 1.配慮内容の決定について

・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した

・検討協議に参加した部署(者):入試担当部署

・配慮内容の決定過程:当該学生は参加せず、決定後に通知した

・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施なし

##### 2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

その後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている

#### 相談内容

記入なし

#### 申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:人工内耳の使用を認めてほしい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:その後特に何も言っていない

提供した配慮の具体的内容:人工内耳の使用を許可した。

事後評価:記入なし

事後評価の理由・詳細:記入なし

申し出内容2:受験時、監督者の説明内容を文書で用意してほしい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:その後特に何も言っていない

提供した配慮の具体的内容:受験時、監督者の説明内容を文書を用意し、配付した。

事後評価:記入なし

事後評価の理由・詳細:記入なし

申し出内容3:受験時、検査内容の訂正など急な指示は板書してほしい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:その後特に何も言っていない

提供した配慮の具体的内容:受験時、検査内容の訂正があれば板書を行なうこととした。

事後評価:記入なし

事後評価の理由・詳細:記入なし

申し出内容4:受験時、監督者の指示が聞き取りやすいよう最前列か2番目の座席にしてほしい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:その後特に何も言っていない

提供した配慮の具体的内容:受験時、最前列の座席に配置した。

事後評価:記入なし

事後評価の理由・詳細:記入なし

申し出内容5:受験時、監督者の指示・連絡などは明瞭な発音と声の大きさに配慮してほしい。必要に応じて聞き取れたか確認の上、必要に応じて再度指示・連絡してほしい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:その後特に何も言っていない

提供した配慮の具体的内容:受験時、監督者の指示等は大きく明瞭な発音を心がけ、分からなければ挙手するよう連絡した。

事後評価:記入なし

事後評価の理由・詳細:記入なし

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

その後の経過、課題等

記入なし



## 事例紹介 肢体不自由

### ○下肢機能障害

- 事例 No.1566(下肢機能障害)学内移動、教室間の移動に配慮してほしい…………… | 4
- 事例 No.1573(下肢機能障害)教育実習について、様子がわからないので相談したい…………… | 5
- 事例 No.1577(下肢機能障害)自動車通学許可と駐車場の確保、門扉開閉に関する配慮、寮生活に関する配慮等…………… | 6
- 事例 No.1658(下肢機能障害)受験時、試験会場への杖の持ち込み、出入口付近の座席を希望…………… | 8

### ○上下肢機能障害

- 事例 No.1579(上下肢機能障害)災害時避難、エレベータが使用できない場合車椅子ごと持ち上げて運んでほしい…………… | 9

事例No.1566(下肢機能障害)学内移動、教室間の移動に配慮してほしい

事例が起きた時期

令和元年度

発生時期:入学後

事例が起きた学校

私立大学、学校規模:500から999人

対象学生

学科(専攻):家政、年次:3、障害種:肢体不自由(下肢機能障害)

支援の申し出

1.支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):学生生活支援担当部署
- ・支援の申し出を受け付ける申請書(様式):有
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2.支援が必要とされた場面

授業・研究指導 登下校、学内移動時

申し出への対応

1.配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 学生生活支援担当部署 教務担当部署 施設・設備担当部署
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった 当該学生に対して、定期面談を行なっている その後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている

相談内容

記入なし

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:学内移動の配慮。

提供した配慮:学校が提案した配慮=専用の駐輪スペースを確保

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案に納得した。

提供した配慮の具体的内容:校舎近くに駐輪場を設置。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:定期面談を行ない、特に問題ないことを確認している。

申し出内容2:教室間の移動の配慮。

提供した配慮:学校が提案した配慮=距離やバリアフリー状況を勘案し、使用教室を配慮した。

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案に納得した。

提供した配慮の具体的内容:教務課に伝え、授業や試験で使用する教室を設定する際(時間割の作成時)配慮した。設定後、障害学生支援部署が、随時確認する。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:定期面談を行ない、特に問題ないことを確認している。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

その後の経過、課題等

記入なし

事例No.1573(下肢機能障害)教育実習について、様子がわからないので相談したい

事例が起きた時期

令和元年度

発生時期:授業開始後

事例が起きた学校

国立大学、学校規模:5,000から9,999人

対象学生

学科(専攻):教育、年次:2、障害種:肢体不自由(下肢機能障害)

支援の申し出

1.支援の申し出の受付

・支援の申し出:有

・申し出を受けた部署(者):学生生活支援担当部署

・支援の申し出を受け付ける申請書(様式):無

・ニーズ聴き取りのための面談:実施なし

2.支援が必要とされた場面

実習、フィールドワーク等 式典、行事、説明会、シンポジウム等への参加

申し出への対応

1.配慮内容の決定について

・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した

・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 教務担当部署 教育部門 保健管理部門 免許・資格担当

・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施なし

2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった。その後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている

相談内容

教育実習について、特に配慮の希望はないが、様子がわからないので相談したい。

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:教育実習について相談したい。

提供した配慮:学校が提案した配慮=事前に学校へ見学に行き、実習担当教諭と話し合っ配慮内容を検討する

配慮決定時の合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:実習先に事前に見学と相談をしたいと障害学生支援部署から連絡した。実際に校内を見学し、バリアフリーになっていたため、エレベーターの使用、配属先と控室の移動が短く配慮いただくなどお願いした。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:問題なく参加できたと報告があった。

申し出内容2:健康診断時の個別対応

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:記入なし

合意形成できたと考える根拠:記入なし

提供した配慮の具体的内容:記入なし

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:本人の都合に合わせて個別に健康診断日時を設定したことにより、待ち時間もなくスムーズに受診できたため。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

その後の経過、課題等

実習先に十分理解頂けたことにより、当該学生は1週間の教育実習を無事終えることができた。

次年度の3週間の教育実習も無事終えられるよう、フォローする。

事例No.1577(下肢機能障害)自動車通学許可と駐車場の確保、門扉開閉に関する配慮、寮生活に関する配慮等

事例が起きた時期

令和元年度

発生時期:入学後

事例が起きた学校

私立大学、学校規模:2,000から4,999人

対象学生

学科(専攻):保健(医・歯学を除く)、年次:1、障害種:肢体不自由(下肢機能障害)

支援の申し出

1.支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):学生生活支援担当部署
- ・支援の申し出を受け付ける申請書(様式):無
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2.支援が必要とされた場面

受験・入学 授業・研究指導 実習、フィールドワーク等 式典、行事、説明会、シンポジウム等への参加 学生寮への入居、施設等の利用やサービスの提供 通学

申し出への対応

1.配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 入試担当部署 学生生活支援担当部署 施設・設備担当部署 教育部門 学科
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった 当該学生は参加せず、決定後に通知した
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった 当該学生に対して、定期面談を行なっている その後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている

相談内容

記入なし

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:最短通学路に警備のための門扉があり自力での開閉が困難なので常時開けておいてもらいたい。

提供した配慮:学校が提案した配慮=警備員が通行時間帯(事前に1ヶ月分を申告)に門扉の開閉を行なう。

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:学科と警備担当課が協議し、警備課登下校時に門扉の開閉を行なう。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:門扉の開閉を行なう警備員が申し出者とコミュニケーションを図り、臨機応変な対応をしていることが確認できた。

申し出内容2:運転免許取得後の自家用車での通学と駐車場の確保。

提供した配慮:学校が提案した配慮=大学入り口へ近い場所にある障害者用駐車場を確保し、その場所への駐車手続きを提案した。

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:記入なし

事後評価:記入なし

事後評価の理由・詳細:記入なし

申し出内容3:寮生活に関すること（①駐車場の確保、②食堂へのワゴンの持ち込み、置き場の確保、③シャワーブースへの椅子の持ち込み、置き場の確保、④車イスの置き場所の確保）。

提供した配慮:学校が提案した配慮=寮生活に関すること（①玄関まで近い場所に駐車場を確保する、②食堂へのワゴンの持ち込み及び置き場所を確保する、③シャワーブースへの椅子の持ち込み及び置き場を確保する、④車イスは入室時は室の前の廊下に確保する、⑤その他困ったことは遠慮なく管理人に相談する）などの提案をした。

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:寮生活に関することについて、①駐車場の確保については、大学の職員と寮の管理者と申し出本人が現場に立ち会い、駐車場の位置を決定した。②～④については、寮の管理人の配慮で、置き場の位置を決め、他の寮生にも解るよう表示し、周知した。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:定期的に、申し出本人に困ったことがないか確認しており、満足して生活していることが確認できた。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

その後の経過、課題等

定期的に、申し出本人に困ったことがないか確認をしており、本人より、問題ないということを確認している。

事例No.1658(下肢機能障害)受験時、試験会場への杖の持ち込み、出入口付近の座席を希望

事例が起きた時期

令和元年度

発生時期:受験時

事例が起きた学校

私立大学、学校規模:2,000から4,999人

対象学生

学科(専攻):保健(医・歯学)、年次:記入なし、障害種:肢体不自由(下肢機能障害)

支援の申し出

1.支援の申し出の受付

・支援の申し出:有

・申し出を受けた部署(者):学生生活支援担当部署

・支援の申し出を受け付ける申請書(様式):有

・ニーズ聴き取りのための面談:実施なし

2.支援が必要とされた場面

受験・入学

申し出への対応

1.配慮内容の決定について

・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施なし

・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施なし

2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

特にフォローアップは行っていない

フォローアップを行っていない理由:入試において特に問題がなかったため。

相談内容

記入なし

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:歩行補助のため、試験室への杖の持ち込み許可。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:その後特に何も言っていない

提供した配慮の具体的内容:試験室への杖の持ち込みを許可した。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:その後、何も言っていないため。

申し出内容2:出入口付近の席を希望。

配慮の不提供を決定した 不提供の理由:過重な負担(実現可能性の程度)

不提供の経緯、具体的理由:システムの関係上、特定の受験番号(出入口付近の座席となる受験番号)を特定の人に付番することができない。大規模な試験場であるため、別室受験等の代替対応ができない。

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:歩行補助や個別誘導が必要と判断される場合は支援を行なうよう、試験場の誘導担当者へ情報共有及び指示を行なった。

事後評価:ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細:その後、特に何も言っていないため。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

その後の経過、課題等

記入なし

事例No.1579(上下肢機能障害)災害時避難、エレベータが使用できない場合車椅子ごと持ち上げて運んでほしい

事例が起きた時期

令和元年度

発生時期:授業開始後

事例が起きた学校

私立大学、学校規模:1,000から1,999人

対象学生

学科(専攻):社会科学、年次:1、障害種:肢体不自由(上下肢機能障害)

支援の申し出

1.支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:無
- ・申し出を受けた部署(者):学生生活支援担当部署
- ・支援の申し出を受け付ける申請書(様式):有
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2.支援が必要とされた場面

学内での災害発生時

申し出への対応

1.配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 学生生活支援担当部署 教育部門 保健管理部門 学生相談部門
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった 当該学生に対して、定期面談を行なっている その後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている

相談内容

記入なし

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:避難方法はまず第一に車いすごと持ち上げて運んでほしい。

提供した配慮:学校が提案した配慮=重い電動車いすを運ぶ教職員のリスクもあるため、車いすから降りて数人で抱えて避難場所まで避難する方法を提案した。

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:災害時エレベータが使用できない状況での避難方法について、専任教員及び授業担当者に図を入れわかりやすく説明した文書で周知した。また、避難訓練において、教員、学生の協力により避難経路をたどり、車いす持ち上げ体験を行なった。

事後評価:ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細:状況によって車いすごと運ぶことが出来るのであれば運んでほしいとの希望は持っている。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

その後の経過、課題等

特に現在まで問題なく推移している。ただし避難の際に4人以上の支援人員をどう確保するのかという問い合わせが教職員から出ており、さらに練る必要がある。





## 事例紹介 病弱・虚弱

### ○内部障害等

事例 No.1572(内部障害等)授業の途中退席や欠席、フィールドワーク参加に関する配慮を希望  
.....22

### ○他の慢性疾患

事例 No.1551(他の慢性疾患)新型コロナウイルス感染症拡大防止のための学校の対応に苦情  
の申し立て.....24

事例No.1572(内部障害等)授業の途中退席や欠席、フィールドワーク参加に関する配慮を希望

事例が起きた時期

令和元年度

発生時期:入学後

事例が起きた学校

国立大学、学校規模:5,000から9,999人

対象学生

学科(専攻):教育、年次:1、障害種:病弱・虚弱(内部障害等)

支援の申し出

1.支援の申し出の受付

・支援の申し出:有

・申し出を受けた部署(者):学生生活支援担当部署

・支援の申し出を受け付ける申請書(様式):有

・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2.支援が必要とされた場面

授業・研究指導 実習、フィールドワーク等

申し出への対応

1.配慮内容の決定について

・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した

・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 教務担当部署 教育部門 保健管理部門

・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった 当該学生に対して、定期面談を行なっている その後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている

相談内容

記入なし

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:症状によって授業の途中退席や欠席をする場合があるため、欠席時の資料配付・試験や休講等の重要な情報の伝達・追試の実施・代替課題等の配慮を希望する。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:欠席した場合、本人が教員に事後で資料をもらいに行った。また、教員によって欠席した場合の代替課題を出してもらえる場合もあった。

事後評価:ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細:代替課題が出ない科目もあったが、出席がcaろうじて足りて成績も基準に達していたため、単位を落とすことはなかったため。

申し出内容2:疾患により食べられるものに限りがあるため(油っぽいものを控える)、泊まりがけのフィールドワークで出る食事が心配。食べられないものがあることを理解してほしい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:授業担当教員に相談し、宿泊先の食事を確認し、食べられるもの、食べられないものを伝え、メニューの変更を依頼した。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:安心して参加できたと報告があった。

申し出内容3:フィールドワークで長時間外に出られないため、自分のできる活動に変えて欲しい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:授業担当教員に相談し、当該学生の外での作業は短時間とし、調査結果を屋内でまとめる作業を主に担当するなど、作業内容を工夫・変更してもらった。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:安心して問題なく参加できたと報告があった。

申し出内容4:修学中、体調不良が生じた際に保健管理センターで休養する。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:体調不良時に保健管理センターへ来所した際には、看護師が本人より心身の状況等について話を聞きながら確認し、健康支援を行なった。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:休養後、修学を継続できている。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

その後の経過、課題等

体調悪化の際には無理せず障害学生支援部署や教員らに相談するよう促し、自身でも注意しながら過ごしているため、順調に修学できている。

事例No.1551(他の慢性疾患)新型コロナウイルス感染症拡大防止のための学校の対応に苦情の申し立て

#### 事例が起きた時期

令和元年度

発生時期:その他

#### 事例が起きた学校

私立短大、学校規模:1から499人

#### 対象学生

学科(専攻):社会科学、年次:1、障害種:病弱・虚弱(他の慢性疾患)

#### 支援の申し出

##### 1.支援の申し出の受付

・支援の申し出:無

・申し出を受けた部署(者):学生生活支援担当部署

・支援の申し出を受け付ける申請書(様式):無

・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

##### 2.支援が必要とされた場面

授業・研究指導 実習、フィールドワーク等

#### 申し出への対応

##### 1.配慮内容の決定について

・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した

・検討協議に参加した部署(者):教務担当部署 教育部門

・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施なし

##### 2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

その後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている

#### 相談内容

記入なし

#### 申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:体調不良と新型コロナウイルス感染症への不安もあり、施設での実習について検討してほしい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的な内容:実習担当者を中心に学科の教員で検討し、実習時期を変更することとした。

事後評価:ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細:新型コロナウイルス感染症への不安は完全にはなくなっていないが、現時点では大学側の提案に納得している。

#### 配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:あった

申し立てを受けた部署:保健管理部門

申し立て内容:新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応等について申し立てがあった。

(次亜塩素酸系の消毒液の臭いで気分が悪くなる、マスクをはずしている学生がいる、学内の換気が不十分ではないか等)

申し立てへの対応に関わった部署:施設・設備担当部署 教育部門(学部、担当教員等) 保健管理部門

対応に関する学生の反応:納得して、問題なく修学している 引き続き協議中

学生の反応の具体的な内容:基本的には納得して就学が継続しているが、大学側に度々訴えがある。その都度聞き取りを行ない、丁寧に対応するとともに、学内の感染症対策について繰り返し学生に周知徹底している。

申し立てへの対応手順:学生本人から聞き取りを行い、各部門で検討した。

申し立てへの対応内容:次亜塩素酸系の消毒液の使用は取りやめ、全てアルコール消毒液に変更した。換気等については可能な限りの対応を行なっていることを具体的に説明した。学生の保健・衛生管理については、資料の提示、掲示板や大学ホームページによる周知の徹底、口頭での注意喚起等を繰り返し行なっている。

#### その後の経過、課題等

今後、施設実習を行う予定になっており、新型コロナウイルス感染症拡大の状況や学生本人の状況を確認しながら進めていく。

## 事例紹介 重複

事例 No.1543 視覚及び聴覚に障害のある学生、学生の求める支援と教員が考える支援に齟齬があった .....	26
事例 No.1563 板書が間に合わない。レジュメを希望すれば対応してくれるが、毎回申し出るのは負担 .....	28
事例 No.1574 入学式、オリエンテーション、履修科目、体調不良時の休養場所等について配慮を希望 .....	29

事例No.1543 視覚及び聴覚に障害のある学生、学生の求める支援と教員が考える支援に齟齬があった

事例が起きた時期

令和元年度

発生時期:授業開始後

事例が起きた学校

私立大学、学校規模:5,000から9,999人

対象学生

学科(専攻):人文科学、年次:3、障害種:重複

支援の申し出

1.支援の申し出の受付

・支援の申し出:有

・申し出を受けた部署(者):学生生活支援担当部署

・支援の申し出を受け付ける申請書(様式):無

・ニーズ聴き取りのための面談:実施なし

2.支援が必要とされた場面

授業・研究指導

申し出への対応

1.配慮内容の決定について

・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した

・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 学生生活支援担当部署

・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施なし

2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

相談内容

記入なし

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:授業に際し、自分に障害があることを教員に周知してほしい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:授業開始前に、障害学生が受講する授業の教員に対して、以下の内容を記載した配慮願を送付した。

障害特性 = 左側、後ろから話しかけられても聞こえない。右側からでも難しいことがある。口話、手話は可能。色の識別が困難、色付き眼鏡を使用することがある。手書き文字の判読が難しい等。

配慮依頼 = 授業後に本人が授業内容について質問することがある。座席を指定する場合は一番前で教員の口が見える席を指定してほしい。ディスカッションの際は、本人から他の学生に話し方で留意してほしいことや筆談をうながすことがある。映像教材はできるだけ字幕のついたものを使用してほしい。字幕のないものについてはボランティア学生が字幕をつけるので、できるだけ早く教材を提供してほしい。授業中に色付き眼鏡を装着することがある。資料は白黒で提供してほしい。緊急時は警報や周囲の音声がかえらないので誘導してほしい。話しかけるときはマスクをはずし、口の形が見えるようにしてほしい等。

事後評価:ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細:概ね満足であったが、配慮願を送ったにも関わらず障害への把握が不十分な教員がいたと当該学生より申し出があったため。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:あった

申し立てを受けた部署:障害学生支援部署

申し立て内容:教員は、当該学生に障害があることは分かっていたが、障害学生が求める支援と教員が考える支援に齟齬があり、当該学生にとっては難しい要求をしていた（大きな声で発言することを求める等）。

申し立てへの対応に関わった部署:障害学生支援部署

対応に関する学生の反応:不服、不満、苦情が継続している

学生の反応の具体的内容:当該学生が相談に来た段階で、既にもうその講義を受ける意欲が減退してしまっていた。そのため、職員としてできるフォローはしたが、当該学生が受講を取りやめた。

申し立てへの対応手順:当該学生本人に聞き取りを行なった。また、同じ授業の受講生にも聞き取りを行ない、事実の確認を行なった。

申し立てへの対応内容:聞き取りをした情報をもとに、障害学生支援担当部署の担当者が教員へ話をした。

その後の経過、課題等

当該学生は納得して自ら受講を取りやめた（教職員から受講を取りやめるよう促したということではない）が、相談があった以上、学生が抱えている困りごとを解決し、受講を継続できるようにするべきであった。

事例No.1563 板書が間に合わない。レジュメを希望すれば対応してくれるが、毎回申し出るのは負担

事例が起きた時期

令和元年度

発生時期:その他

事例が起きた学校

公立大学、学校規模:1,000から1,999人

対象学生

学科(専攻):保健(医・歯学を除く)、年次:2、障害種:重複

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):学生生活支援担当部署
- ・支援の申し出を受け付ける申請書(様式):無
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施なし

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導

申し出への対応

1. 配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):学生生活支援担当部署 教育部門 保健管理部門
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

フォローアップは行っていない

フォローアップを行っていない理由:休学しているため

相談内容

授業中に何度も席を立ったことを咎められ、教室へ戻れなくなった。  
板書が間に合わない。個別に相談すれば対応してもらえるが、毎回、レジュメが欲しいと先生に言うことが負担である。

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:記入なし

提供した配慮:学校が提案した配慮=板書や口頭の説明に対しての処理が思い付かないことがあるため、レジュメや資料の配布やスマートフォンでの写真撮影を認める。また資料管理が苦手なため、再配布依頼があった場合には応じる。

配慮決定時の合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:体制は整えたが、休学したため、実際に合理的配慮は行っていない。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由、詳細:配慮要請が行われ、授業に関しての不安を口にすることはなくなったが、進路再考のため、休学を選択したため、配慮への評価は出来ていない。

申し出内容2:記入なし

提供した配慮:学校が提案した配慮=その日の体調等により、授業中に席を立つことがあるので、途中退席及び途中参加を認める。

配慮決定時の合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:体制は整えたが、休学したため、実際に合理的配慮は行っていない。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由、詳細:配慮要請が行われ、授業に関しての不安を口にすることはなくなったが、進路再考のため、休学を選択したため、配慮への評価は出来ていない。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

その後の経過、課題等

記入なし



事例No.1574 入学式、オリエンテーション、履修科目、体調不良時の休養場所等について配慮を希望

事例が起きた時期

令和元年度

発生時期:受験時

事例が起きた学校

国立大学、学校規模:5,000から9,999人

対象学生

学科(専攻):理学、年次:1、障害種:重複

支援の申し出

1.支援の申し出の受付

・支援の申し出:有

・申し出を受けた部署(者):学生生活支援担当部署

・支援の申し出を受け付ける申請書(様式):有

・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2.支援が必要とされた場面

受験・入学 授業・研究指導 式典、行事、説明会、シンポジウム等への参加

申し出への対応

1.配慮内容の決定について

・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した

・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 教務担当部署 教育部門 保健管理部門

・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった 当該学生に対して、定期面談を行なっている その後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている

相談内容

記入なし

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:入学式は別室待機。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:人が大勢いないところで待ち合わせし、正面入り口以外から会場へ入り、控室から式に参加するよう手配した。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:特に大きな問題が生じていない

申し出内容2:オリエンテーションは、後ろの席でドア付近に着席。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:周りに学生が座らないよう座席を指定した。だいたい人が入室した後に後ろから入室し、指定席に誘導した。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:特に大きな問題が生じていない。

申し出内容3:アドバイザーとの面談は研究室で個別対応。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:通常、アドバイザー面談は複数の学生と同時に行なうが、1対1の個別対応を行なった。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:特に大きな問題が生じていない

申し出内容4:健康診断は終了間際に受診。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:人混みを避けるため、検診の受診時間をずらし、最後の時間帯に設定した。

事後評価:ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細:特に大きな問題が生じていない。

申し出内容5:具合が悪いとトイレに頻繁に行かなくてはならないため座学よりは動きのあるものがよく、興味関心に偏りがり苦手と感じるものには取り組めないといった特性があることから、苦手とする授業を避け、興味のある授業を履修できるようにしてほしい。

提供した配慮:学校が提案した配慮=選択科目において、定員オーバーになった場合、抽選対象からはずれるように配慮する(抽選免除)。必修授業は苦手でも履修してもらう必要があることを伝えた。

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:定員オーバーになった場合、抽選対象からはずれるように配慮する。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:全ての単位が取得できた。

申し出内容6:修学中、体調不良が生じた際に保健管理センターで休養する。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:体調不良時に保健管理センターへ来所した際には、看護師が本人より心身の状況について話を聴きながら確認し、健康支援を行なった。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:休養後、修学を継続することができた。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

その後の経過、課題等

本人のニーズに応じた対応を行ない、また本人が大学生活や学び方に慣れてきたこともあり、落ち着いて修学できている。何か困ったことがあれば、相談するよう促し、事態が悪化する前にフォローできるようにしている。



事例No.1558(SLD)本人はレポート代替を希望していたが、かかりつけ医の所見に従い別室受験とした

#### 事例が起きた時期

令和元年度

発生時期:その他

#### 事例が起きた学校

私立大学、学校規模:2,000から4,999人

#### 対象学生

学科(専攻):人文科学、年次:3、障害種:発達障害(SLD)

#### 支援の申し出

##### 1.支援の申し出の受付

・支援の申し出:有

・申し出を受けた部署(者):学生生活支援担当部署

・支援の申し出を受け付ける申請書(様式):無

・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

##### 2.支援が必要とされた場面

試験の評価、単位取得、卒業要件等

#### 申し出への対応

##### 1.配慮内容の決定について

・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した

・検討協議に参加した部署(者):教育部門 学生相談部門

・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施無し

##### 2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

その後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている

#### 相談内容

記入なし

#### 申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:3年次からの専門教育に向け、2年間の専門知識の修得度を測る試験において、レポートへの代替、持ち込み可、等の配慮をしてほしい。

提供した配慮:学校が提案した配慮=試験の性質上、レポートへの代替、持ち込み許可については実施することが困難であり、別室にて試験時間を区切ったの実施とした。

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:本人が所属する学部学科において配慮内容を検討し、当試験所管部局長の許可を得たのち、学部学科より本人に配慮事項を通知、本人の承諾を得る。

事後評価:ニーズを満たせなかったが、学生は了承している。

事後評価の理由・詳細:本人はレポート代替を希望していたが、本人から提出のあったかかりつけ医の所見では別室受験、試験時間延長、試験途中に休憩を挟むこととなっており、学内で検討の結果、専門家の判断を採用することとした。結果として本人も了承している。

#### 配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

#### その後の経過、課題等

試験の結果、不合格となり、再試験となる。なお再試験時も同様の配慮を行ない、合格した。

事例No.1559(SLD)授業配信システムの画面をシステム変更前に戻して欲しい

事例が起きた時期

令和元年度

発生時期:その他

事例が起きた学校

私立大学、学校規模:2,000から4,999人

対象学生

通信教育課程 学科(専攻):工学、年次:4、障害種:発達障害(SLD)

支援の申し出

1.支援の申し出の受付

・支援の申し出:有

・申し出を受けた部署(者):学生生活支援担当部署

・支援の申し出を受け付ける申請書(様式):無

・ニーズ聴き取りのための面談:実施なし

2.支援が必要とされた場面

授業・研究指導

申し出への対応

1.配慮内容の決定について

・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した

・検討協議に参加した部署(者):学生生活支援担当部署

・配慮内容の決定過程:当該学生は参加せず、決定後に通知した

・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施なし

2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

相談内容

記入なし

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:授業を配信するシステムを、システム変更前の画面に戻して欲しい。

配慮の不提供を決定した 不提供の理由:過重な負担(事務・事業への影響の程度)

不提供の経緯、具体的理由:システムの大規模アップデートのため、システム改修前の画面に戻すのは困難であったため。

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:記入なし

提供した配慮の具体的内容:記入なし

事後評価:ニーズを満たせなかったが、学生は理解し、我慢している

事後評価の理由・詳細:システム改修前の画面に戻すことが簡単にできることではないことを学生も理解しており、画面については戻せないということご了承した。

申し出内容2:システム改修が行われた学期(2019年度春学期のみ)の授業料の返金及び自主退学の申し出があった。

提供した配慮:学校が提案した配慮=大学として事前にこの障害を認識し対応することはできず、またこの学生のためだけに改修前のシステムに戻すこともできなかった。結果として該当の学生の修学継続が不可能になったことを踏まえ、学生の申し出を受け入れ返金を行なったとともに、修得単位が維持される形で自主退学を認めることとした。

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:記入なし

事後評価:ニーズを満たせなかったが、学生は理解し、我慢している

事後評価の理由・詳細:配慮決定後に処置に同意し、手続きを実施したため。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

その後の経過、課題等

特になし

事例No.1571(SLD)SPIの言語分野の得点が取れない。SPIを解くコツを教えてください

#### 事例が起きた時期

令和元年度

発生時期:就職時期

#### 事例が起きた学校

国立大学、学校規模:10,000人以上

#### 対象学生

学科(専攻):その他、年次:大学院、障害種:発達障害(SLD)

#### 支援の申し出

##### 1.支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):学生生活支援担当部署
- ・支援の申し出を受け付ける申請書(様式):有
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

##### 2.支援が必要とされた場面

授業・研究指導 キヤリア教育、就職活動

#### 申し出への対応

##### 1.配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 就職支援部門
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施なし

##### 2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった 当該学生に対して、定期面談を行なっている

#### 相談内容

学生本人より、SPIのうち、特に言語分野の得点が取れないことについて、就職支援部門に相談があり、SPIを解くコツを教えてくださいとの申し出があった。

#### 申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:文字を読んで理解することの困難さに関するアセスメントをしてほしい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:SPIの解き方について就職支援部門に相談があった際に、就職支援担当者が学生の読みの困難さに気づき、障害学生支援部門へと引き継がれた。障害学生支援部門では読みの困難に関するアセスメントを行ない、学生支援担当者が学生本人にアセスメント結果のフィードバックを行なった。

事後評価:ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細:結果のフィードバックの際に「周りの人も同じように苦労しながら文字を読んでいると思っていた」との発言が学生からあり、周囲との違いに対する気づきがうかがえた。また、アセスメントの客観的な結果は、学生自身の主観的な困りごとと対応する部分が大きかったこともうかがえた。

申し出内容2:読んで理解することの難しさがあるため就職活動のサポートをしてほしい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:アセスメント結果を受けて、文字情報を扱うことには周囲の学生よりも苦勞する傾向にあること、PCのスクリーンリーダー機能やカラーパルーベといった支援ツールを積極的に活用していくこと等、どのような対応をしていくかについて、学生支援担当者との面談を月2回程度を行なった。学生自身は特定の企業への入社意欲が非常に高く、入社希望企業の人事担当者とのコミュニケーションを積極的に取っていた。学生支援担当者は学生の就職活動の状況について就職支援担当者と適宜、情報共有を行ない、学生からの問い合わせがあった際には適宜、助言するなど学生の様子を見守ることとした。学生は、SPIを必要としない学校推薦枠での入社ルートに関する情報を自発的に収集し、就職活動を積極的に進めていた。

事後評価:ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細:企業のホームページや就職情報支援サイトなどから必要な情報をピックアップする等の本質的な困難さについて、たどたどしさはあるものの、スクリーンリーダーを活用する、文字情報を拡大したり、ハイライトしたりするといった工夫を自発的に行なうことにより、必要な情報がピックアップしやすくなる様子がうかがえた。その結果として、無事に就職活動を成し遂げることができた。アセスメントを受けるまでは、周りの人も同じように苦勞しながら文字を読んでいると思っていたが、客観的な結果を受けて、自分の読みの困難さに対する認識を深めることができたとのこと。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

その後の経過、課題等

就職先から内定を得ることができ、大学院修了に向けて研究活動を進めている。

事例No.1584(SLD)書字表出障害に対する受験上の配慮、学生生活に対する不安についての相談

事例が起きた時期

令和元年度

発生時期:受験時

事例が起きた学校

私立大学、学校規模:10,000人以上

対象学生

学科(専攻):社会科学、年次:1、障害種:発達障害(SLD)

支援の申し出

1.支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):学生生活支援担当部署
- ・支援の申し出を受け付ける申請書(様式):無
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2.支援が必要とされた場面

受験・入学 授業・研究指導

申し出への対応

1.配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):入試担当部署 学生生活支援担当部署 教育部門
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

その後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている

相談内容

書字表出障害による学生生活に対する不安・受験の相談。

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:記入なし

提供した配慮:学校が提案した配慮=授業の履修の際は担当教員に相談しながら書字表出障害による影響が少ない科目を決める。試験時はネット環境の無いPCで行なう。入試の際は別室受験を行なう。

配慮内容決定時の合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:提供した配慮は上記の通り。今後学生生活を送る上で不都合なことがあれば学生課へ、体調不良の場合は保健室利用を勧めた(母親から病弱であるとの申し出があったため)。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:現状不服等なしのため。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

その後の経過、課題等

特に課題等なし。



事例No.1544(ADHD)実習・実験サポートや時間管理等、家族から要望。本人からは具体的な申し出がない

#### 事例が起きた時期

令和元年度

発生時期:進級時

#### 事例が起きた学校

私立短大、学校規模:1,000から1,999人

#### 対象学生

学科(専攻):家政、年次:2、障害種:発達障害(ADHD)

#### 支援の申し出

##### 1.支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):学生生活支援担当部署
- ・支援の申し出を受け付ける申請書(様式):有
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

##### 2.支援が必要とされた場面

授業・研究指導 実習、フィールドワーク等 日常生活(時間管理・忘れ物等)

#### 申し出への対応

##### 1.配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):学生生活支援担当部署 教務担当部署 教育部門 保健管理部門 学生相談部門 就職支援部門
- ・配慮内容の決定過程:当該学生は参加せず、決定後に通知した
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

##### 2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった 当該学生に対して、定期面談を行なっている その後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている

#### 相談内容

家族からの要望を受けて、家族、本人を交えて面談を実施し、本人の意思を確認した。本人からは具体的な支援内容の言及はなく、「うまくいかないで、うまくいようにしてほしい」とのことだった。

#### 申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:実験・実習時、サポーターをつけてほしい

※学生自身は出来ていないことの自覚はあっても、困りごととしては捉えておらず、家族からの要望として出された。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:科目担当者は、口頭や視覚からの授業展開だけではなく、授業資料として作成したものを配布していた。

事後評価:ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細:科目担当者によって、対応に差がある。学生の状況を知らない外部教員もあり、文字化するという視覚情報としての定着が不十分だった。

申し出内容2:苦手な時間管理(遅刻・時間内に行なう等)や、急な変更にも対応ができ、忘れ物が少なくなるようにしたい。

提供した配慮:学校が提案した配慮=日常生活スキルトレーニングとして、時間管理の方法や忘れ物を防ぐ方法等の提案。

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:時間の管理や忘れ物対策に関して、学生相談室が日常生活スキルトレーニングを提案し、実施・経過観察を行ってきた。

事後評価:ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細:学生の苦手な、時間管理の部分では変化が見られてきた。授業準備物の忘れ物に関しては、ゼミ担当教員が中心に関わり、事前に確認できるようになってきた。

#### 配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:あった

申し立て内容:・実習サポーターは、学科の先生にしてほしい。

申し立てへの対応に関わった部署: 学生生活支援担当部署 教務担当部署 教育部門(学部、担当教員等) 保健管理部門 学生相談部門

学生の反応の具体的内容: 実習にサポーターをつけた当初は「実習がうまくできてよかった」という感想だったが、一方で「質問の答えが、教員の言っていることと違うように思え、教員に改めて聞き直さなければならなかったため、やりにくさがあった。サポートについてもらわなくても自分ではできたとと思う」とのことだった。教員からは、サポートがつかないとできなかったらという評価だった。この1年目の支援での申し立てを受けて、2年目の実習では、サポーターは実習全体のサポートを行ない、学生に対しては教員が直接的に関わる方法に変更したところ、本人も満足している。

学外機関との連携:連携・協議し配慮を調整

連携・協議の具体的内容: 学生相談室が作成した、紹介状をもって専門医を受診。専門医より「診療情報提供書」並びに心理検査結果と、具体的支援方法が指示された。

申し立てへの対応手順:保健室(保健管理部門)で、学生との対話から状況を把握し、学生相談室に繋いだ。学生相談室では、面談を通し、学生の心理面を含めた受け止め方を確認し、所属学科へ状況を報告。学生の目標(卒業を目指したい)を改めて確認の上、関連部署が一堂に会し、計画の評価を行ない、支援方法を再度検討した。

申し立てへの対応内容:・学生自身のニーズを確認の上、実習サポーターは学生の事を周知している職員が担当し、全体の実習がスムーズに展開するために、実習補助者を採用することとした。

#### その後の経過、課題等

<学生の経過・課題>「合理的配慮」により、生活の中での大きな課題であった、時間管理に関しては成果が見られてきている。忘れ物を減らすことや急な変更に対応できるようになることは、今後の継続課題である。修学に関しての、実習演習科目の「チームとして取り組み、ミスを少なくしてやり遂げられる。」という課題は、今回の計画変更の成果に期待して行きたい。

<学園としての課題>今回、紛争防止事例として回答させていただいたが、学園として規定の整備はされているが、実際の場面になると、事例も少なく、「合理的配慮の提供」という事の捉え方が、教職員で理解が違っていたことや、「障害学生支援」という事の受け止めかたにも温度差がある事がわかった。今後、該当学科だけの理解だけではなく、全教職員が正しく理解し、該当学生はもちろん、教職員の負担感も軽減しながら、全学生にとって良い支援が出来るようになっていく組織づくりが課題であると感じる。

事例No.1569(ADHD)退席しやすい座席の確保

事例が起きた時期

令和元年度

発生時期:受験時

事例が起きた学校

国立高専、学校規模:1,000から1,999人

対象学生

学科(専攻):工学、年次:1、障害種:発達障害(ADHD)

支援の申し出

1.支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):学生生活支援担当部署
- ・支援の申し出を受け付ける申請書(様式):無
- ・二一聴き取りのための面談:実施なし

2.支援が必要とされた場面

受験・入学

申し出への対応

1.配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):入試担当部署
- ・配慮内容の決定過程:当該学生は参加せず、決定後に通知した
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施なし

2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

その後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている

相談内容

記入なし

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:退室しやすい座席の確保

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:その後特に何も言っていない

提供した配慮の具体的内容:申し出のあったとおり、受験時、退席しやすい座席配置を行なった。

事後評価:記入なし

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

その後の経過、課題等

記入なし

事例No.1583(ADHD)授業の内容等が1度の説明では理解できない。教室の急な変更等も事前に説明してほしい

#### 事例が起きた時期

令和元年度

発生時期:入学後

#### 事例が起きた学校

私立短大、学校規模:500から999人

#### 対象学生

学科(専攻):家政、年次:2、障害種:発達障害(ADHD)

#### 支援の申し出

##### 1.支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):学生生活支援担当部署
- ・支援の申し出を受け付ける申請書(様式):無
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

##### 2.支援が必要とされた場面

授業・研究指導 実習、フィールドワーク等 キャリア教育、就職活動

#### 申し出への対応

##### 1.配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した  
教育部門
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施なし

##### 2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった 当該学生に対して、定期面談を行なっている

#### 相談内容

記入なし

#### 申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:教室位置の説明、講義前後の指導、調理実習指導(新しい授業の内容などが1度の説明では理解できない。教室の位置なども前もってわかっていなかったり、急な変更があるとパニックを起こすため、事前に説明してほしい)。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:その後特に何も言ってきていない

提供した配慮の具体的内容:調理実習は補助教員の配置、保護者との毎日の連絡ノートの実施、講義前後の指導。

事後評価:記入なし

事後評価の理由・詳細:保護者、本人が満足した。

#### 配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

#### その後の経過、課題等

記入なし

事例No.1552(ASD)クラスが騒がしくて授業に集中できないのでクラスを変えてほしい

#### 事例が起きた時期

令和元年度

発生時期:進級時

#### 事例が起きた学校

私立大学、学校規模:2,000から4,999人

#### 対象学生

学科(専攻):人文科学、年次:3、障害種:発達障害(ASD)

#### 支援の申し出

##### 1.支援の申し出の受付

・支援の申し出:有

・申し出を受けた部署(者):学生生活支援担当部署

・支援の申し出を受け付ける申請書(様式):無

・ニーズ聴き取りのための面談:実施なし

##### 2.支援が必要とされた場面

授業・研究指導

#### 申し出への対応

##### 1.配慮内容の決定について

・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した

・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 教育部門 保健管理部門 学生相談部門

・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施なし

##### 2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった 当該学生に対して、定期面談を行なっている その後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている

#### 相談内容

記入なし

#### 申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:クラスを変えて欲しい。

提供した配慮:学校が提案した配慮=職員が一度授業に付き添って参加し確認を行なった。騒がしさに耐えられない時は、5分～10分間教室を退室することを提案した。

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:支援の申し出後、学生支援室職員が実際の授業に付き添って、騒がしさの確認をする。運動部に所属する男子学生達の不真面目さや多少の騒がしさはあったが、騒がしさの程度は職員が思ったほどではないと感じた。これらを踏まえクラス担当教員と話す。教員が、騒がしさに耐えられない時は5分～10分間教室を退室することを提案した。この提案と、教員が授業でよく頑張っているとほめていた旨を本人に伝え、すんなりと受け入れた。

事後評価:ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細:本人から「付き添ってくれてありがとうございました」との発言があり、自分が限界の時は教室を退室するようにしているとの報告があった。

#### 配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:あった

申し立てを受けた部署:障害学生支援部署

申し立て内容:やはり授業に集中できない。イライラして不安になるのもう一度職員に付き添って授業に出てほしい。それが無理なら授業を休みたい。

申し立てへの対応に関わった部署:障害学生支援部署 教育部門(学部、担当教員等) 保健管理部門 学生相談部門

申し立てへの対応手順:2度目の付き添いの可否を伝えるのではなく、何故そんなにイライラするのか聞き取りを注意深く行なった。その上で担当教員と再度相談し、もう一つの提案をした。

申し立てへの対応内容:申し出をした学生によく聞き取りを行なうと、騒がしさよりも運動部の男子学生たちの雰囲気、中学高校時代に自分がいじめられていた相手のイメージと重なり、精神的な不安定さをもたらしているのではないかという推測に至る。

これらを踏まえクラス担当教員と話す。教員より、授業中隣に座って不安なことや分からないことがあればサポートしてくれる学生を紹介する旨の提案を受ける。その後、サポート役の学生を紹介し座る席を決めると、安心して授業に参加することが出来るようになった。

対応に関する学生の反応:納得して、問題なく修学している

学生の反応の具体的内容:本人から「騒がしさが気にならなくなった。このままこのクラスでやっていけそうだ」という発言があった。またサポート役の学生の存在を心強く感じている旨の報告があった。

#### その後の経過、課題等

その後も同じクラスで授業を受けることができ、無事に単位を取得することができた。

事例No.1564(ASD)注意事項等の文書による伝達、別室受験を希望

事例が起きた時期

令和元年度

発生時期:受験時

事例が起きた学校

国立大学、学校規模:5,000から9,999人

対象学生

学科(専攻):記入なし、年次:記入なし、障害種:発達障害(ASD)

支援の申し出

1.支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):学生生活支援担当部署
- ・支援の申し出を受け付ける申請書(様式):有
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施なし

2.支援が必要とされた場面

受験・入学

申し出への対応

1.配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):入試担当部署 教育部門 保健管理部門
- ・配慮内容の決定過程:当該学生は参加せず、決定後に通知した
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施なし

2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

特にフォローアップは行っていない

フォローアップを行っていない理由:配慮内容について、その後問い合わせがないため。

相談内容

記入なし

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:注意事項等の文書による伝達。

- 提供した配慮:申し出通りの配慮
- 配慮内容決定時での合意形成:できた
- 合意形成できたと考える根拠:その後特に何も言ってきていない
- 提供した配慮の具体的内容:実際に本人から出願はなかった。
- 事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している
- 事後評価の理由・詳細:申し出のとおり、対応したため。

申し出内容2:別室での受験

- 提供した配慮:学校が提案した配慮=3か所ある試験場のうち2か所は、試験会場自体が小規模で別室となるような試験室が用意できなかったため不可、1か所のみ可とする。
- 配慮内容決定時での合意形成:できた
- 合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた
- 提供した配慮の具体的内容:実際に本人から出願はなかった。
- 事後評価:ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している
- 事後評価の理由・詳細:概ね申し出のとおり対応可能と回答したため。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

その後の経過、課題等

実際に本人から出願はなかった。

事例No.1568(ASD)保護者から、障害を理解した対応をしてほしいとの申し出があった

事例が起きた時期

令和元年度

発生時期:入学後

事例が起きた学校

私立大学、学校規模:5,000から9,999人

対象学生

学科(専攻):工学、年次:1、障害種:発達障害(ASD)

支援の申し出

1.支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):教務担当部署
- ・支援の申し出を受け付ける申請書(様式):無
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施なし

2.支援が必要とされた場面

授業・研究指導 実習、フィールドワーク等 事務窓口での対応

申し出への対応

1.配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):学生生活支援担当部署 教務担当部署 教育部門
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施なし

2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

その後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている

相談内容

高校からの障害支援の引継ぎ

父母より本人の障害を理解した上での対応をお願いしたいと申し出があった

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:対人関係に懸念があり、感情のセルフコントロールが出来ない。問題が発生していることに教員が気づいた場合は、本人が問題を抱え込む前に事務職員や保健室に早めに報告してほしい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:申し出通りの配慮について教員に周知することで両親が合意した。本人には、配慮願を出す際にそれを見せてこれで良いかの確認を行ない、了承した。

提供した配慮の具体的内容:教員に申し出のあった配慮内容についての配慮願を共有している

事後評価:ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細:その後、特に大きな問題は発生していないため。

申し出内容2:想定外のことが起きるとパニックになってしまうため、具体的な表現でのフォローをしてほしい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:申し出通りの配慮について教員に周知することで両親が合意した。本人には、配慮願を出す際にそれを見せてこれで良いかの確認を行ない、了承した。

提供した配慮の具体的内容:教職員間で申し出のあった配慮内容を共有し対応している。職員についても情報を共有し、本学生の窓口対応時にはパニックにならないようゆっくりと対応している。

事後評価:記入なし

事後評価の理由・詳細:記入なし

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

その後の経過、課題等

記入なし



事例No.1575(ASD)記憶して取り組むことが難しい。研究室配属についての相談等

事例が起きた時期

令和元年度

発生時期:進級時

事例が起きた学校

国立大学、学校規模:5,000から9,999人

対象学生

学科(専攻):理学、年次:4、障害種:発達障害(ASD)

支援の申し出

1.支援の申し出の受付

・支援の申し出:有

・申し出を受けた部署(者):学生生活支援担当部署

・支援の申し出を受け付ける申請書(様式):有

・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2.支援が必要とされた場面

授業・研究指導 実習、フィールドワーク等

申し出への対応

1.配慮内容の決定について

・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した

・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 教務担当部署 教育部門

・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった。当該学生に対して、定期面談を行なっている。その後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている

相談内容

記入なし

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:研究室配属時の配慮 記憶して取り組むことが難しく、化学分野専攻だが、化学式を覚えることが難しい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:本人の苦手分野を避け、取り組みやすく興味のある分野で相談しやすい教員の研究室への配属となるよう、配慮を行なった。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:特に大きな問題は生じていない

申し出内容2:可能な範囲で質問への丁寧な対応。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:本人が不明な点があれば、丁寧に指導する。

事後評価:記入なし

事後評価の理由・詳細:記入なし

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

その後の経過、課題等

本人の興味のある分野、かつ丁寧に对应できる教員の研究室に配属となったため、本人は安心して修学している。困ったことがあればその都度障害学生支援部署と指導教員に相談し、対応している状況である。

今後は、就職支援が課題となるため、キャリアサポートセンターと連携が必要であるが、本人は障害があることを伝えずに就活したいという希望を持っており、キャリアサポートセンターに本人が自己開示できていないため、連携が難しい状況が続いている。

事例No.1843(ASD)他の学生や教員の言葉が気に入り教室に入ることができず登校も困難になった

#### 事例が起きた時期

令和元年度

発生時期:入学後

#### 事例が起きた学校

国立大学、学校規模:5,000から9,999人

#### 対象学生

学科(専攻):人文科学、年次:1、障害種:発達障害(ASD)

#### 支援の申し出

##### 1.支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):学生生活支援担当部署
- ・支援の申し出を受け付ける申請書(様式):有
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

##### 2.支援が必要とされた場面

授業・研究指導 事務窓口での対応 学生寮への入居、施設等の利用やサービスの提供 試験の評価、単位取得、卒業要件等 キャリア教育、就職活動

#### 申し出への対応

##### 1.配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 教務担当部署 教育部門 保健管理部門
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施なし

##### 2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった 当該学生に対して、定期面談を行なっている その後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている

#### 相談内容

授業での他の学生の「私語」が気に入り、授業内容に集中できない、という相談から始まり、その後、他の学生や教員の言葉(言葉そのもの及び言葉遣い)に対して敏感に反応するようになり、登校が困難となった。また、保護者はとても積極的に関わる傾向にあった。登校や修学のサポートに関する学生及び保護者それぞれの考え・意思等の確認や尊重においてバランスをとる必要があった。入学1年目の後期は休学し、令和元年度に1年次の続きという形で復学して、具体的な配慮と対応を検討した。なお、学生は当初、合理的配慮依頼文書の発行を希望しなかったため、他の方法によるサポートが検討された。

#### 申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:他の学生や教員の言葉が気に入り、教室に入れない。登校も困難。授業に出席することができない。

提供した配慮:学校が提案した配慮=授業参加の試行、居場所の確保。

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:当該学生の知り合いの学生の協力を得て、その学生が履修している授業に、関係教員の許可を得て、当該学生を連れていってもらった(1人で教室に入れないが、だれかと一緒だったら入れるということだったため)。数回実施。また、自宅から出る理由を作りながら大学で活動することを目指すため、ボランティア活動として研究室での手伝いを提案。当該学生は、相手を傷つけないように話そうとするあまり、自身の日本語での表現に自信が持てないという問題を持っていたが、英語であればこのような問題があまり存在しなかったため、別の学部の外国人教員の研究手伝いを調整した。

事後評価:ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細:本人及び保護者との面談を実施し、配慮の実施状況や本人の考えを確認した。内容の修正はその時点では不要とのことだった。また、研究室の手伝いに学生は強く意義を感じ、積極的に行っていたため。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

その後の経過、課題等

授業に関しては、学務担当者と相談の上、大学での勉強に慣れるために単位の互換が認められる放送大学の科目を履修しながら生活リズムを整えることにした。このように、学内連携を密に行ないつつ、学生本人に確認しながら保護者と情報共有を行なった。並行して病院受診を促し、診断してもらい、自己理解及び保護者の理解が深まった。現在入学3年目（令和2年度）になり、授業における合理的配慮（障害特性についての理解、グループワークの形式についての柔軟な対応、レポート等の提出期限延長、ノイズキャンセリングヘッドホンの使用許可、授業や試験を欠席した場合の情報保障や代替課題、追試験等）を希望し、配慮依頼文書を発行した。ただし、将来的に大学を卒業したいかどうか、学生本人は迷っているため、長期履修制度を使いながら進路等を検討することとしている。

事例No.1576(発達障害の重複)出願書類の拡大、個人面接、試験室入口までの付添人の同伴、伝達事項の文書化等

事例が起きた時期

令和元年度

発生時期:受験時

事例が起きた学校

国立大学、学校規模:5,000から9,999人

対象学生

学科(専攻):理学、年次:記入なし、障害種:発達障害(発達障害の重複)

支援の申し出

1.支援の申し出の受付

・支援の申し出:有

・申し出を受けた部署(者):学生生活支援担当部署

・支援の申し出を受け付ける申請書(様式):有

・ニーズ聴き取りのための面談:実施なし

2.支援が必要とされた場面

受験・入学 授業・研究指導 実習、フィールドワーク等

申し出への対応

1.配慮内容の決定について

・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した

・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 入試担当部署 教務担当部署 教育部門

・配慮内容の決定過程:当該学生は参加せず、決定後に通知した

・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施なし

2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

特にフォローアップは行っていない

フォローアップを行っていない理由:受験したが不合格だったため

相談内容

記入なし

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:本人が作成する出願書類の拡大使用。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:出願受付期間前に、指定した拡大率(A4からA3)の書類の使用を認めた。

事後評価:ニーズを満し、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:試験終了後に、配慮があったことを確認できた旨の連絡が、保護者からあったため。

申し出内容2:視覚過敏、聴覚過敏のため個人面接による面接試験。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:面接での質問の際は、1問ずつ、主語を省かず、端的で具体的な表現を用いるよう、面接担当者(教員)が配慮した。

事後評価:ニーズを満し、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:試験終了後に、配慮があったことを確認できた旨の連絡が、保護者からあったため。

申し出内容3:試験室入り口までの付添者の同伴。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:試験当日に整理担当の教職員と連携し、付添者の同伴を認めた。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:試験終了後に、配慮があったことを確認できた旨の連絡が、保護者からあったため。

申し出内容4:注意事項、試験中の伝達事項の文書による伝達。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:事務職員で拡大した文書を用意し、控室担当教員等に事前説明の上対応してもらった。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:試験終了後に、配慮があったことを確認できた旨の連絡が、保護者からあったため。

申し出内容5:必要単位の具体的な指示、日々のスケジュールの管理。

提供した配慮:学校が提案した配慮=修学上の配慮については入学後に改めて面談して決定することとした

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:その後特に何も言っていない

提供した配慮の具体的内容:修学上の配慮については入学後に改めて面談して決定することとした。

事後評価:記入なし

事後評価の理由・詳細:入学していないため評価不可。

申し出内容6:フィールドワーク、実験等の専門の人によるサポート。

提供した配慮:学校が提案した配慮=修学上の配慮については入学後に改めて面談して決定することとした。

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:その後特に何も言っていない

提供した配慮の具体的内容:記入なし

事後評価:記入なし

事後評価の理由・詳細:入学していないため評価不可。

申し出内容7:授業中のデジカメ使用許可

提供した配慮:入学していないため、提供なし

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:その後特に何も言っていない

提供した配慮の具体的内容:記入なし

事後評価:記入なし

事後評価の理由・詳細:入学していないため評価不可。

申し出内容8:授業資料のプリント配布やデータ提供

提供した配慮:入学していないため、提供なし

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:その後特に何も言っていない

提供した配慮の具体的内容:記入なし

事後評価:記入なし

事後評価の理由・詳細:入学していないため評価不可。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

その後の経過、課題等

入学に至らなかったため、特になし。

事例No.1585(発達障害の重複)板書の写真撮影、パソコンテイク、パソコンによる解答、提出期限猶予、座席指定等

事例が起きた時期

令和元年度

発生時期:入学後

事例が起きた学校

私立大学、学校規模:2,000から4,999人

対象学生

学科(専攻):社会科学、年次:1、障害種:発達障害(発達障害の重複)

支援の申し出

1.支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):学生生活支援担当部署
- ・支援の申し出を受け付ける申請書(様式):有
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2.支援が必要とされた場面

受験・入学 授業・研究指導

申し出への対応

1.配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):教務担当部署 教育部門 学生相談部門
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった 当該学生に対して、定期面談を行なっている その後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている

相談内容

記入なし

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:①板書の写真撮影、②パソコンによるノートテイク、パソコンによる解答、③提出物の期限猶予、④必要最小限の相手への症状の説明、⑤座席指定(前方)、⑥学習支援室との情報共有。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:①～⑤:授業と試験の場面で、教員がそれぞれの希望に沿って対応した。

⑥:コーディネーターが学修支援室に本人の特性を伝え、共有した。

事後評価:ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細:配慮内容がすべての先生に、正確に伝えることができず、本人が不安を抱いた。書字障害があり、パソコンでのレポート提出を希望していたが、一部の教員が自筆で書くことも教育の本質的内容に含まれるとして許可しなかったため、本人が頑張って自筆で書いた。書いたものは受理され、単位を落とすことはなかった。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

その後の経過、課題等

授業場面にコーディネーターが参加するなど、フォローアップをしながら調整を行なった。担当講師によっては障害についての知識がなく、対応できずに本人の不安につながった。また、自己主張が難しい点をうまく改善できず、不満がありながらも我慢をしていることが後に判明した。

## 事例紹介 精神障害

### ○統合失調症等

事例 No.1560(統合失調症等)グループ討論や発表を極力控えさせてほしい、遠隔授業を実施してほしい等.....52

### ○神経症性障害等

事例 No.1556(神経症性障害等)教室に行くことができず授業に参加できない、課題等で代替してほしい.....54

事例 No.1754(神経症性障害等)周囲の学生に知られない形で、授業と試験の座席を最後列・通路側にしてほしい.....55

### ○他の精神障害

事例 No.1545(他の精神障害)配慮申請手続きから2か月以上経つにも関わらず対応が行なわれないとの苦情申し立て.....57

事例 No.1547(他の精神障害)出席できなくても代替課題で単位取得ができるようにしてほしい.....59

事例No.1560(統合失調症等)グループ討論や発表を極力控えさせてほしい、遠隔授業を実施してほしい等

事例が起きた時期

発生時期:その他

事例が起きた学校

公立大学、学校規模:2,000から4,999人

対象学生

学科(専攻):理学、障害種:精神障害(統合失調症等)

支援の申し出

1.支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):学生生活支援担当部署
- ・支援の申し出を受け付ける申請書(様式):有
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2.支援が必要とされた場面

授業・研究指導

申し出への対応

1.配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):学生生活支援担当部署 教育部門 学生相談部門
- ・配慮内容の決定過程:当該学生は参加せず、決定後に通知した
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施なし

2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

特にフォローアップは行っていない

フォローアップを行っていない理由:休学中のため

相談内容

記入なし

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:グループ討論や自己紹介、発表時の場を極力控えさせてほしい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:教員より、申し出内容について了承をもらった。

事後評価:記入なし

事後評価の理由・詳細:記入なし

申し出内容2:できるだけ前席で、教員の目につきやすい場所で受講させてほしい。

提供した配慮:学校が提案した配慮=自主的に前席へ移動するよう求めた。

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:決定した配慮内容記載どおり。

事後評価:記入なし

事後評価の理由・詳細:記入なし



申し出内容3:体調不良による講義途中での自由退出を容認してほしい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:教員より、申し出内容について了承をもらった。

事後評価:記入なし

事後評価の理由・詳細:記入なし

申し出内容4:出席カードを提出させることで授業に出席できたかどうかを保護者が現認できる体制づくりをしてほしい。(保護者からの要望)

配慮の不提供を決定した 不提供の理由:高等教育機関としての本来の業務に付随するものではなかったため

不提供の経緯、具体的理由:本学には常に出席状況を確認できる仕組みがなく、各教員へ尋ねることも可能だが、履修者が多く毎回の把握は困難な授業もある。出席状況の把握は、学生が学修に取り組むにあたって障壁を取り除く・緩和することにつながるのではないかと考えたため。

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:配慮の不提供を決定した理由を伝え、納得された上で、希望があればある程度まとまった期間の出席状況を学生支援室から各教員に尋ね、わかる範囲でお伝えするという対応で理解を得られた。

事後評価:記入なし

事後評価の理由・詳細:この申し出が保護者からのもので、学生本人は希望しておらず、特にそれについて何も言っていなかったため、特に事後評価はしていない。

申し出内容5:モニター授業等による別室での遠隔授業の実施、または自宅でのパソコン授業の実施を検討してほしい。

配慮の不提供を決定した 不提供の理由:過重な負担(実現可能性の程度)

不提供の経緯、具体的理由:今のところ実現の見通しは無い。

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

事後評価:記入なし

事後評価の理由・詳細:記入なし

申し出内容6:昼休憩時や空き時間における静養スペースの確保をしてほしい。

提供した配慮:学校が提案した配慮=個人の静養スペースを確保することまではできないが、保健室・図書室を静養目的で利用してほしい。

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:決定した配慮内容記載どおり。

事後評価:記入なし

事後評価の理由・詳細:記入なし

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

その後の経過、課題等

記入なし

事例No.1556(神経症性障害等)教室に行くことができず授業に参加できない、課題等で代替してほしい

事例が起きた時期

令和元年度

発生時期:授業開始後

事例が起きた学校

公立大学、学校規模:2,000から4,999人

対象学生

学科(専攻):保健(医・歯学を除く)、年次:2、障害種:精神障害(神経症性障害等)

支援の申し出

1.支援の申し出の受付

・支援の申し出:有

・申し出を受けた部署(者):学生生活支援担当部署

・支援の申し出を受け付ける申請書(様式):有

・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2.支援が必要とされた場面

授業・研究指導 試験の評価、単位取得、卒業要件等

申し出への対応

1.配慮内容の決定について

・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した

・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 教育部門 保健管理部門

・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施なし

2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった

相談内容

記入なし

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:通学や授業参加に困難があるため、課題等による代替を検討してほしい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:各科目担当教員へ配慮内容について依頼し、それぞれの科目における代替案を提示した。

事後評価:ニーズを満たせなかったが、学生は理解し、我慢している

事後評価の理由・詳細:成績評価に伴う試験実施の変更は他の学生との均等の機会を失すると判断され試験への参加を促したが、別室等の個別受験であっても参加困難と返答があり配慮申請を取り下げると本人より申し出があった。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

その後の経過、課題等

教室に行くことができず授業に参加できない。課題等で代替してほしいという申し出には、申し出通りの配慮を提供することで合意した。その後、試験の時期になって、試験については代替できないため、別室受験でもいいので参加できないか打診したが、できないとのこと、試験の代替がしてもらえないなら、これまで受けていた支援もいらないと配慮申請を取り下げた。受けていた科目については、試験を受けていないため単位不可となった。現在は休学中。

事例No.1754(神経症性障害等)周囲の学生に知られない形で、授業と試験の座席を最後列・通路側にしてほしい

事例が起きた時期

令和元年度

発生時期:進級時

事例が起きた学校

国立大学、学校規模:5,000から9,999人

対象学生

学科(専攻):理学、年次:2、障害種:精神障害(神経症性障害等)

支援の申し出

1.支援の申し出の受付

・支援の申し出:有

・申し出を受けた部署(者):学生生活支援担当部署

・支援の申し出を受け付ける申請書(様式):有

・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2.支援が必要とされた場面

授業・研究指導

申し出への対応

1.配慮内容の決定について

・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した

・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 教務担当部署 教育部門

・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった 当該学生に対して、定期面談を行なっている その後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている

相談内容

記入なし

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:周囲の学生に知られない形で、授業と試験の座席を、最後列・通路側にしてほしい。

提供した配慮:学校が提案した配慮=周囲の学生に知られない形で、授業の席を確保することは難しい。試験の際は、可能な範囲で確保する。

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:試験時は、担当教員によって、本人が最後列になるよう全席指定にしたり、指定が難しいことから別室受験の提案をして対応する例もあれば、対応がなかった例もあった。

事後評価:ニーズを満たせなかったが、学生は理解し、我慢している

事後評価の理由・詳細:担当教員によって出来る対応が異なる説明は事前に受けていたため受け入れているが、最後列が確保できない状況に対しては辛い気持ちが強い。

申し出内容2:不安が原因で通学に利用する電車を途中下車し、遅刻した場合、可能な範囲で出席として認めてほしい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:本人が想定した場面が起こらなかったため、支援の提供が必要となることがなかった。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:本人が想定した場面が起こらなかったため、支援の提供が必要となることがなかった。

申し出内容3:試験の際に、水と薬を机の上に置かせてほしい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:試験の際、教員は、本人が水と薬を机に置くことを認めた。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:記入なし

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

その後の経過、課題等

記入なし

事例No.1545(他の精神障害)配慮申請手続きから2か月以上経つにも関わらず対応が行なわれなとの苦情申し立て

#### 事例が起きた時期

令和元年度  
発生時期:授業開始後

#### 事例が起きた学校

私立大学、学校規模:10,000人以上

#### 対象学生

学科(専攻):社会科学、年次:4、障害種:精神障害(他の精神障害)

#### 支援の申し出

##### 1.支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):学生生活支援担当部署
- ・支援の申し出を受け付ける申請書(様式):有
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

##### 2.支援が必要とされた場面

授業・研究指導 試験の評価、単位取得、卒業要件等

#### 申し出への対応

##### 1.配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 教務担当部署 教育部門 評議員
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

##### 2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった 当該学生に対して、定期面談を行なっている その後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている

#### 相談内容

記入なし

#### 申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:集中力の低下(焦燥感の出現)により、長時間椅子に座れないため、授業中に何度か入室をさせて欲しい(試験においては、別室受験とともに、離席を許可して欲しい)。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:本人の申し出通りの配慮を提供したため。

提供した配慮の具体的内容:各科目担当教員から必要に応じて退室・離席して良い(その後入室して良い)と直接、本人に対して説明した(本人の不安も解消した)。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:本人から、こうした配慮を受けることに対して、印象や評価が悪くなるのではないかと不安があったが、上記の通り、教員から歩み寄ることを実施したことで、本人の不安や状態の悪化を防いだと思われるため。

申し出内容2:言語処理、情報処理に集中力を要する場合、以前より解答に時間がかかるため、授業内試験、期末試験において、解答方法の配慮(一問一答形式への変更や、レポート課題への代替)をして欲しい。

提供した配慮:学校が提案した配慮=学部からは、解答方法への配慮について、教育の本質の変更にならない限りは対応するという代替案が示された(各科目の配慮内容については、科目担当教員に一任された)。

配慮内容決定時での合意形成:1つの科目以外については、合意形成できた。

合意形成できたと考える根拠:本人の意向を尊重し、科目ごとに具体的な配慮内容の調整のための面談を行なったため。

提供した配慮の具体的内容:多くの科目で、期末試験を期末レポートに変更した。一科目のみ、他の配慮(時間延長)があることを理由に、当該配慮まで行なえば、同等以上の機会提供となるとして、対話を拒否したケースがあった。

事後評価:ニーズを満たせなかったが、学生は理解し、我慢している

事後評価の理由・詳細:配慮の不提供を告げられただけになっており、納得できないとの発言があった(ただし、当該科目は、卒業所要単位の取得状況全体を見た際に、影響が少なかったため、他の科目に集中するとの発言もあった)。

申し出内容3:言語処理、情報処理に集中力を要する場合、以前より解答に時間がかかるため、授業内試験、期末試験において、時間延長を許可して欲しい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:本人の申し出通りの配慮を提供したため。

提供した配慮の具体的内容:試験では、時間延長（1.3倍）を行なった。

事後評価:ニーズを満し、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:集中力の低下（焦燥感）への配慮として、ありがたいという回答を得ている。

申し出内容4:授業中の離席・退室や、不定期の通院による欠席等をした際、試験等に関する重要な情報があった場合、後日、書面やメモ、資料等で通知して欲しい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:本人の申し出通りの配慮を提供したため。

提供した配慮の具体的内容:期末試験（レポートに代替したものを含む）の内容については、個別に教員から説明をする機会を確保した。

事後評価:ニーズを満し、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:個別に質問をすることができ、安心したとの回答を得ている。

#### 配慮内容決定に至る状況（不服、不満、苦情の申し立て）

不服、不満、苦情等申し立て:あった

申し立てを受けた部署:障害学生支援部署

申し立て内容:配慮申請手続きを開始してから2か月以上経つにもかかわらず、合理的配慮の内容について検討する面談が行なわれず、所属学部からの配慮内容に関する意見も出てこないため、止む無く、配慮の提供なしで受講している。

（2か月間の詳細:障害学生支援に関する学部担当者（教員・担当教員でもある）からの報告（本人の障害や希望する配慮）を、教務事項を担当する別の学部担当者（教員）が受取拒否した状況が1か月半続いた後、教務事項を担当する学部担当者によって、改めて障害の状況や希望する配慮内容についての聴取が実施された）

申し立てへの対応に関わった部署:障害学生支援部署 学生生活支援担当部署 教育部門（学部、担当教員等）評議員

申し立てへの対応手順:①障害学生支援コーディネーターより、障害学生支援の事務を担当する学生生活支援担当部署の長（所長・教員）に事態を報告。学生生活支援担当部署の所長より、学生の所属学部へ改善の必要がある旨通知し、打ち合わせを打診。同時に、教務担当部署の長（所長・教員）にも情報を共有。当該所長は学長に報告。学長から、評議員の評議員2名（学生の所属学部教員）に対応を打診。②所属学部から学部長、評議員2名の出席の元、対応を協議。評議員が以後の対応（面談、各科目担当教員への交渉）を、障害学生支援コーディネーターと協力して行なうことになった。

申し立てへの対応内容:評議員が学生と面談（障害学生支援コーディネーター同席）し、障害の状況と意向を確認。当該面談の冒頭、学部長より未対応期間が長く、迷惑をかけたことに対する謝罪があった。面談後、評議員より、科目担当教員への調整（配慮案に対する合意の取り付け）を行なった。合意を促進する目的で、教授会にて「教育の本質を低めない限りにおいて、各科目担当教員がどのように対応しても、その責任は問わない」との決議を行なった。また、配慮内容の詳細なアレンジを目的に、代替レポートを出す予定の科目については、個別に面談の機会を持ち、各科目の達成目標や評価基準の確認と、学生本人の意向尊重を図った。

対応に関する学生の反応:納得して、問題なく修学している

学生の反応の具体的内容:学部長、評議員、対話に応じた科目担当教員、担当教員（担任）へは感謝しているが、通知文を出しただけで、対話を拒否した教員へは不信感を持ったままになった。

学外機関との連携:連携・協議し配慮を調整

連携・協議の具体的内容:京大HEAPに以下の助言を求めた。

・教育の本質を考える際、記憶力を前提にして良いか

・対話を拒否した教員への対応方法があるか

学内にはまだ第三者組織がないため、文科省の相談窓口や人権擁護機関を紹介した。

#### その後の経過、課題等

学生は高次脳機能障害で、試験のレポート提出への代替、試験時間の延長のどちらも希望していたが、どちらかという現存する自分の能力を活かせる方法ということでレポート提出への代替をより希望していた。卒業間近で障害を負ったため、残り科目は多くなく、1科目を除きレポート提出に変更されたが、1科目については、教員の独自の判断で、時間延長だけで十分で解答方法の変更や資料の持ち込みは認めないということになった。学内でこうしたことについての指揮権が確定しておらず、教員も説得を拒否したため、本人の望む配慮は得られなかった。結果としてこの科目は単位が取れなかった。学外機関を紹介したが、その単位は卒業には影響せず、本人もリハビリに集中したいため、そこまでには及ばないということで、その後特に不服申し立ては行なわなかった。

事例No.1547(他の精神障害)出席できなくても代替課題で単位取得ができるようにしてほしい

事例が起きた時期

令和元年度

発生時期:授業開始後

事例が起きた学校

国立大学、学校規模:5,000から9,999人

対象学生

学科(専攻):人文科学、年次:4、障害種:精神障害(他の精神障害)

支援の申し出

1.支援の申し出の受付

・支援の申し出:有

・申し出を受けた部署(者):学生生活支援担当部署

・支援の申し出を受け付ける申請書(様式):有

・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2.支援が必要とされた場面

授業・研究指導 試験の評価、単位取得、卒業要件等

申し出への対応

1.配慮内容の決定について

・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した

・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 教育部門 学生相談部門

・配慮内容の決定過程:当該学生は参加せず、決定後に通知した

・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施なし

2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

その後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている

相談内容

記入なし

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:出席できなくても、代替課題で単位取得ができるようにしてほしい。

配慮の不提供を決定した 不提供の理由:教育の目的・内容・機能の本質的な変更となるため

不提供の経緯、具体的理由:ほとんど出席していない状況で、かつ、うつ状態で課題に取り組める状況でなかったため、希望する配慮を実施しても、教育のねらいを達成できる状況ではなかったから。

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容:記入なし

事後評価:ニーズを満たせなかったが、学生は理解し、我慢している

事後評価の理由・詳細:大学としての考えを説明し、理解してもらった。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

その後の経過、課題等

結局途中から休学することを決断し、地元に戻り療養を続けている。

修学できる状況になった際には、再度配慮について本人、学部教員らと相談し検討する。





## 事例紹介 その他の障害

事例 No.1632 ADHD、ナルコレプシーについて口頭で相談があったが具体的な支援要望の申し出がない .....	62
--	----

事例No.1632 ADHD、ナルコレプシーについて口頭で相談があったが具体的な支援要望の申し出がない

事例が起きた時期

令和元年度

発生時期:授業開始後

事例が起きた学校

私立大学、学校規模:5,000から9,999人

対象学生

学科(専攻):工学、年次:3、障害種:その他の障害

支援の申し出

1.支援の申し出の受付

・支援の申し出:有

・申し出を受けた部署(者):学生生活支援担当部署

・支援の申し出を受け付ける申請書(様式):有

・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2.支援が必要とされた場面

授業・研究指導 キャリア教育、就職活動

申し出への対応

1.配慮内容の決定について

・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した

・検討協議に参加した部署(者):学生生活支援担当部署 教育部門

・配慮内容の決定過程:記入なし

・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施なし

2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

特にフォローアップは行っていない

フォローアップを行っていない理由:何度も、電話がけや呼び出しなど行なうも、連絡がつかずフォローアップには至らなかった。

相談内容

ADHD、ナルコレプシーを理由に、試験における電卓の使用、レポート作成時のPC使用については、口頭での相談があったが、学生、両親ともに病状の把握と、その他の具体的な支援要望の申し出がなく、対応する事ができなかった。

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:支援は希望するが、内容は病名より判断し、対応してほしい旨の申し出

配慮の不提供を決定した 不提供の理由:本人の希望が明確でなかったため、支援が難しかった。

配慮内容決定時での合意形成:できなかった

提供した配慮の具体的内容:支援の申し出があった時には既に在籍可能年数があまり残っておらず、本人も卒業が困難であるとの判断から、休学し、就職活動を行なった。就職活動には、学生厚生担当と学生支援センターが協力して企業紹介、見学にも同行するなどの支援を行なった。

事後評価:ニーズは満たせず、学生は納得していないと思われる

事後評価の理由・詳細:就職は全て不採用となり、卒業も困難であるとの判断から、退学となった。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

その後の経過、課題等

就職したいと言う一方でやっぱり学校に戻りたい等、言うことが頻繁に変わるため、就労支援機関との連携にも至らなかった。すべての支援が中途半端になってしまった。もともとなかなかつかまらない学生で連絡が取りにくかった。

## 事例紹介 相談機関の事例

### ○聴覚・言語障害

事例 No.81(難聴)実習に必要な配慮に応じてもらえない。授業やホームルームでの情報保障もされない.....64

### ○肢体不自由

事例 No.79(上下肢機能障害)寮で一人暮らしをすることになったが、通学や学内移動支援、生活介助が必要 .....65

### ○発達障害

事例 No.92(ASD)支援室職員から面倒だが仕事なので仕方なく対応していると面と向かって言われた.....66

### ○精神障害

事例 No.82(他の精神障害)聴講生として登録されている以外の授業の受講を断られたのは障害が理由ではないか .....67

### ○その他の障害

事例 No.83 支援担当職員から「わがまま」「仕方なく支援している」というような不適切な発言を受けた.....68

事例No.81(難聴)実習に必要な配慮に応じてもらえない。授業やホームルームでの情報保障もされない

事例が起きた時期

令和元年度

発生時期:授業開始後

当該学生の属性

私立大学 学科(専攻):保健(医・歯学を除く) 年次:4 障害種:聴覚・言語障害(難聴)

相談者

本人

相談内容

支援の申し出に関する学校の対応について

実習にあたり、必要な配慮(補聴援助システム、UDトーク、筆談等)をお願いしていたが、に応じてもらえない。授業やホームルームでの情報保障もされない。

機関の対応

当該校との間に立って調整した

対応の具体的内容:本人に聴き取りをしたところ、実習(セラピスト養成)では話すときはマスクを外してほしい、FM補聴器を使わせてほしいなどと、大学を通して実習先に申し出ているが対応してもらえない、大学の授業では情報保障がない場面もあり、授業によっては友達にノートテイクをしてもらっているが、話についていけないこともあるとの相談があった。相談員から大学に連絡し、教員等からも何度か聴き取りを行ない、本人の求める支援について伝えた。その後、相談員同席の下、本人と大学が話し合う場の設定に向けて調整を行なった。

その後の経過、課題等

その後の実習については、大学側の調整により必要な支援を受けられた実習先もあった。大学での対応については、本人が全て納得する形にはなっていないが、本人の都合により、同席しての大学との話し合いを含む相談員の対応は中断している。

事例No.79(上下肢機能障害)寮で一人暮らしをすることになったが、通学や学内移動支援、生活介助が必要

事例が起きた時期

令和元年度

発生時期:受験時

当該学生の属性

私立大学 学科(専攻):社会科学 年次:1 障害種:肢体不自由(上下肢機能障害)

相談者

本人 保護者 全国障害学生支援センター

相談内容

通学支援、学生生活における生活介助等について

障害により、一人で大学まで通学することができない。大学内での移動や、トイレ、食事がヘルパー支援がないとできない。

機関の対応

提供できる支援について当該校と連携し調整した

その他 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業を新規に事業化した。

対応の具体的内容:他の自治体出身。大学合格により、大学寮がある地域に一人暮らしをすることになり、重度訪問介護の相談で1月に来所。その時点では、大学寮が所在する当自治体では大学修学支援事業を事業化しておらず、急遽、要綱作成、財政措置を行ない、大学修学における支援を可能にした。

その後の経過、課題等

コロナ対策で、オンライン授業となり、登校していないので、まだ大学修学支援事業の利用はない。課題は国庫補助基準額が1時間1,600円と安価に設定されている点。重度訪問介護で24時間体制のケアを受けており、今回はその事業者の半ば好意により、協力を取り付けたが、修学支援事業単独だと、支援事業者が見つからないかもしれない。

事例No.92(ASD)支援室職員から面倒だが仕事なので仕方なく対応していると面と向かって言われた

事例が起きた時期

令和元年度

発生時期:その他

当該学生の属性

私立大学 学科(専攻):その他 年次:4 障害種:発達障害(ASD)

相談者

就労移行支援事業所

相談内容

本人は、聴覚過敏と視覚過敏があるので、集団にいるとパニックになるので別室対応してもらっている。大学の障害学生支援室の男性職員から、「別室受講はめんどくさいけど、仕事なので仕方なく対応している。本当はやりたくない」と面と向かって言われた。本人はお世話になりたくてなっているわけではない。

機関の対応

その他

対応の具体的内容:住居のある自治体で相談の上、大学との関係性もあるので大学の所在する自治体での対応が妥当との意見があったことから、住居のある自治体から大学の所在する自治体へ情報提供する。

その後の経過、課題等

記入なし

事例No.82(他の精神障害)聴講生として登録されている以外の授業の受講を断られたのは障害が理由ではないか

事例が起きた時期

令和元年度

発生時期:入学後

当該学生の属性

国立大学 障害種:精神障害(他の精神障害)

相談者

本人

相談内容

現在聴講生として登録されている以外の学部の授業を受けたいと申し出たところ、学科長に断られた。障害を理由に断られたのではないか。

機関の対応

当該校に伝達した

その他

対応の具体的内容:障害の有無にかかわらず、制度上他学部の聴講はできないことを確認。

大学に相談内容を伝え、学内の障害学生支援窓口にご相談すれば対応可能であることを確認した上で、相談者に窓口を案内した。

その後の経過、課題等

記入なし

事例No.83 支援担当職員から「わがまま」「仕方なく支援している」というような不適切な発言を受けた

事例が起きた時期

令和元年度

発生時期:入学後

当該学生の属性

私立大学 障害種:その他の障害

相談者

学生が職場体験をしている就労移行支援事業所の職員

相談内容

発達障害の学生が、学内の障害学生支援チームの職員から「(学生が)わがままである」「仕方なく支援している」というような不適切な発言を受けたと聞き、職場体験先の就労移行支援事業所の職員から相談があったもの。

機関の対応

当該校に伝達した

その他

対応の具体的内容:新型コロナの影響により当該大学を訪問することは困難だったが、学生本人に現在の状況を聞き取り、大学から適切な配慮を受けていることを確認した。その後、もし学校の対応に悩むことがあれば、適宜今回の相談者である就労移行支援事業所に相談するように伝えた。

その後の経過、課題等

記入なし



## 事例紹介 その他参考事例

事例 No.1567(性別違和)健康診断や日常のトイレ・着替え場所等についての配慮を希望……70

事例No.1567(性別違和)健康診断や日常のトイレ・着替え場所等についての配慮を希望

事例が起きた時期

令和元年度

発生時期:入学後

事例が起きた学校

私立大学、学校規模:500から999人

対象学生

学科(専攻):家政、年次:3 性別違和

支援の申し出

1.支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):学生生活支援担当部署
- ・支援の申し出を受け付ける申請書(様式):有
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2.支援が必要とされた場面

授業・研究指導 学内設備の利用、健康診断

申し出への対応

1.配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 学生生活支援担当部署
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施なし

2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった 当該学生に対して、定期面談を行なっている その後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている

相談内容

健康診断や、日常のトイレ・着替え場所等の相談。

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:トイレは男子トイレを使用したい。

提供した配慮:学校が提案した配慮=多目的トイレを使用

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案に納得した。

提供した配慮の具体的内容:男性トイレの使用が難しい旨を伝え、多目的トイレの使用を勧めた。

事後評価:ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細:定期面談を行ない、特に問題ないことを確認している。

申し出内容2:ロッカーは男子ロッカーを使用したい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案に納得した。

提供した配慮の具体的内容:男子ロッカーを使用。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:定期面談を行ない、特に問題ないことを確認している。

申し出内容3:呼称は「君」を希望する。

提供した配慮:学校が提案した配慮=授業で名前を呼ぶ際、呼称は「君」で呼ぶ。但し、全ての人に対して「さん」で呼ぶ先生に限っては、「さん」で呼ぶ。

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案に納得した。

提供した配慮の具体的内容:教務課に配慮内容を伝え、教務課から受講科目の教員に周知した。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:定期面談を行ない、特に問題ないことを確認している。

申し出内容4:健康診断の配慮。

提供した配慮:学校が提案した配慮=他学生と一緒にならないよう受診時間を配慮した。

配慮内容決定時での合意形成:できた

合意形成できたと考える根拠:こちらの提案に納得した。

提供した配慮の具体的内容:担当職員に伝え、担当医に配慮を依頼した。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:問題なかったとの返答があった。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

その後の経過、課題等

記入なし

## 協力者会議

独立行政法人日本学生支援機構は、『「障害者差別解消法」施行に伴う障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集』を作成・構築するにあたり、必要な検討を行なう外部有識者からなる協力者会議を設置しました。

『「障害者差別解消法」施行に伴う障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集』

### 協力者会議設置要項

平成28年4月13日

理事裁定

(目的)

第1条 この要項は、独立行政法人日本学生支援機構が『「障害者差別解消法」施行に伴う障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集』(以下「事例集」という。)を作成・構築するにあたり必要な検討を行なう外部有識者からなる協力者会議(以下「会議」という。)の設置に関して、必要な事項を定める。

(会議の役割)

第2条 会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1)事例集に関する事例の収集方法について
- (2)事例集に関する関係機関へのヒアリングについて
- (3)事例集に関する事例の随時の情報提供の受付方法について
- (4)事例集のデータベース仕様について
- (5)その他必要な事項

(会議の組織及び協力者の委嘱)

第3条 会議は、5名程度の協力者をもって組織する。

- 2 協力者は、理事長が委嘱する。
- 3 協力者の任期は、委嘱を受けた日から同年度の3月31日までとし、再任を妨げない。
- 4 会議は、必要に応じて、協力者以外の者の協力を得ることができる。

(会議の運営)

第4条 会議に必要な応じ議長を置き、協力者の互選によってこれを定める。

- 2 議長は、会議を総理する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する協力者がその職務を代行する。
- 4 議長の任期は、選任された日から同年度の3月31日までとし、再任を妨げない。

(庶務)

第5条 会議の庶務は, 学生生活部において処理する。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか, 会議の運営に関し必要な事項は, 別に定める。

附則

この要項は, 平成 28 年4月 13 日から施行する。

協力者
-----

(五十音順・敬称略)

川島 聡                      岡山理科大学経営学部経営学科 准教授

佐々木銀河                筑波大学ダイバーシティ・アクセシビリティ・キャリアセンター 准教授

柴田 邦臣                津田塾大学インクルーシブ教育支援室ディレクター/准教授

中島亜紀子                筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター支援研究部 助教

村田 淳                    京都大学学生総合支援センター准教授/障害学生支援ルームチーフコーディネーター

## 索引(支援の場面別)

### ○受験・入学

#### [視覚障害]

事例 No.1555(弱視)他の学生と同じように興味のある実習先を選べるようにしてほしい ..... 7

#### [聴覚・言語障害]

事例 No.1581(聾)授業時にノートテイク、パソコンテイク等をつけてほしい..... 10

事例 No.1570(難聴)受験時の連絡の文書化、指示は明瞭な発音と大きさとで聞き取れたか確認してほしい等..... 11

#### [肢体不自由]

事例 No.1577(下肢機能障害)自動車通学許可と駐車場の確保、門扉開閉に関する配慮、寮生活に関する配慮等..... 16

事例 No.1658(下肢機能障害)受験時、試験会場への杖の持ち込み、出入口付近の座席を希望 ..... 18

#### [重複]

事例 No.1574 入学式、オリエンテーション、履修科目、体調不良時の休養場所等について配慮を希望..... 29

#### [発達障害]

事例 No.1584(SLD)書字表出障害に対する受験上の配慮、学生生活に対する不安についての相談..... 36

事例 No.1569(ADHD)退席しやすい座席の確保 ..... 39

事例 No.1564(ASD)注意事項等の文書による伝達、別室受験を希望 ..... 43

事例 No.1576(発達障害の重複)出願書類の拡大、個人面接、試験室入口までの付添人の同伴、伝達事項の文書化等 ..... 48

事例 No.1585(発達障害の重複)板書の写真撮影、パソコンテイク、パソコンによる解答、提出期限猶予、座席指定等..... 50

### ○授業・研究指導

#### [視覚障害]

事例 No.1562(盲)テキストデータ化(語学・数式を含むものは点訳)、講義の録音、パソコン使用の許可等..... 4

事例 No.1555(弱視)他の学生と同じように興味のある実習先を選べるようにしてほしい ..... 7

#### [聴覚・言語障害]

事例 No.1581(聾)授業時にノートテイク、パソコンテイク等をつけてほしい..... 10

#### [肢体不自由]

事例 No.1566(下肢機能障害)学内移動、教室間の移動に配慮してほしい	14
事例 No.1577(下肢機能障害)自動車通学許可と駐車場の確保、門扉開閉に関する配慮、寮生活に関する配慮等	16
〔病弱・虚弱〕	
事例 No.1572(内部障害等)授業の途中退席や欠席、フィールドワーク参加に関する配慮を希望	22
事例 No.1551(他の慢性疾患)新型コロナウイルス感染症拡大防止のための学校の対応に苦情の申し立て	24
〔重複〕	
事例 No.1543 視覚及び聴覚に障害のある学生、学生の求める支援と教員が考える支援に齟齬があった	26
事例 No.1563 板書が間に合わない。レジュメを希望すれば対応してくれるが、毎回申し出るのは負担	28
事例 No.1574 入学式、オリエンテーション、履修科目、体調不良時の休養場所等について配慮を希望	29
〔発達障害〕	
事例 No.1559(SLD)授業配信システムの画面をシステム変更前に戻して欲しい	33
事例 No.1571(SLD)SPIの言語分野の得点が取れない。SPIを解くコツを教えてほしい	34
事例 No.1584(SLD)書字表出障害に対する受験上の配慮、学生生活に対する不安についての相談	36
事例 No.1544(ADHD)実習・実験サポートや時間管理等、家族から要望。本人からは具体的な申し出がない	37
事例 No.1583(ADHD)授業の内容等が1度の説明では理解できない。教室の急な変更等も事前に説明してほしい	40
事例 No.1552(ASD)クラスが騒がしくて授業に集中できないのでクラスを変えてほしい	41
事例 No.1568(ASD)保護者から、障害を理解した対応をしてほしいとの申し出があった	44
事例 No.1575(ASD)記憶して取り組むことが難しい。研究室配属についての相談等	45
事例 No.1843(ASD)他の学生や教員の言葉が気になり教室に入ることができず登校も困難になった	46
事例 No.1576(発達障害の重複)出願書類の拡大、個人面接、試験室入口までの付添人の同伴、伝達事項の文書化等	48
事例 No.1585(発達障害の重複)板書の写真撮影、パソコンテイク、パソコンによる解答、提出期限猶予、座席指定等	50
〔精神障害〕	
事例 No.1560(統合失調症等)グループ討論や発表を極力控えさせてほしい、遠隔授業を実施してほしい等	52

事例 No.1556(神経症性障害等)教室に行くことができず授業に参加できない、課題等で代替してほしい	54
事例 No.1754(神経症性障害等)周囲の学生に知られない形で、授業と試験の座席を最後列・通路側にしてほしい	55
事例 No.1545(他の精神障害)配慮申請手続きから2か月以上経つにも関わらず対応が行なわれないとの苦情申し立て	57
事例 No.1547(他の精神障害)出席できなくても代替課題で単位取得ができるようにしてほしい	59
〔その他の障害〕	
事例 No.1632ADHD、ナルコレプシーについて口頭で相談があったが具体的な支援要望の申し出がない	62
○実習、フィールドワーク等	
〔視覚障害〕	
事例 No.1555(弱視)他の学生と同じように興味のある実習先を選べるようにしてほしい	7
〔聴覚・言語障害〕	
事例 No.1581(聾)授業時にノートテイク、パソコンテイク等をつけてほしい	10
〔肢体不自由〕	
事例 No.1573(下肢機能障害)教育実習について、様子がわからないので相談したい	15
事例 No.1577(下肢機能障害)自動車通学許可と駐車場の確保、門扉開閉に関する配慮、寮生活に関する配慮等	16
〔病弱・虚弱〕	
事例 No.1572(内部障害等)授業の途中退席や欠席、フィールドワーク参加に関する配慮を希望	22
事例 No.1551(他の慢性疾患)新型コロナウイルス感染症拡大防止のための学校の対応に苦情の申し立て	24
〔発達障害〕	
事例 No.1544(ADHD)実習・実験サポートや時間管理等、家族から要望。本人からは具体的な申し出がない	37
事例 No.1583(ADHD)授業の内容等が1度の説明では理解できない。教室の急な変更等も事前に説明してほしい	40
事例 No.1568(ASD)保護者から、障害を理解した対応をしてほしいとの申し出があった	44
事例 No.1575(ASD)記憶して取り組むことが難しい。研究室配属についての相談等	45
事例 No.1576(発達障害の重複)出願書類の拡大、個人面接、試験室入口までの付添人の同伴、伝達事項の文書化等	48



○事務窓口での対応

[聴覚・言語障害]

事例 No.1581(聾)授業時にノートテイク、パソコンテイク等をつけてほしい……………10

[発達障害]

事例 No.1568(ASD)保護者から、障害を理解した対応をしてほしいとの申し出があった……………44

事例 No.1843(ASD)他の学生や教員の言葉が気に入り教室に入ることができず登校も困難になった……………46

○式典、行事、説明会、シンポジウム等への参加

[視覚障害]

事例 No.1562(盲)テキストデータ化(語学・数式を含むものは点訳)、講義の録音、パソコン使用の許可等……………4

[聴覚・言語障害]

事例 No.1581(聾)授業時にノートテイク、パソコンテイク等をつけてほしい……………10

[肢体不自由]

事例 No.1573(下肢機能障害)教育実習について、様子がわからないので相談したい……………15

事例 No.1577(下肢機能障害)自動車通学許可と駐車場の確保、門扉開閉に関する配慮、寮生活に関する配慮等……………16

[重複]

事例 No.1574 入学式、オリエンテーション、履修科目、体調不良時の休養場所等について配慮を希望……………29

○学生寮への入居、施設等の利用やサービスの提供

[肢体不自由]

事例 No.1577(下肢機能障害)自動車通学許可と駐車場の確保、門扉開閉に関する配慮、寮生活に関する配慮等……………16

[発達障害]

事例 No.1843(ASD)他の学生や教員の言葉が気に入り教室に入ることができず登校も困難になった……………46

○試験の評価、単位取得、卒業要件等

[発達障害]

事例 No.1558(SLD)本人はレポート代替を希望していたが、かかりつけ医の所見に従い別室受験とした……………32

事例 No.1843(ASD)他の学生や教員の言葉が気に入り教室に入ることができず登校も困難になった……………46

[精神障害]

事例 No.1556(神経症性障害等)教室に行くことができず授業に参加できない、課題等で代替してほしい.....	54
事例 No.1545(他の精神障害)配慮申請手続きから2か月以上経つにも関わらず対応が行なわれないとの苦情申し立て.....	57
事例 No.1547(他の精神障害)出席できなくても代替課題で単位取得ができるようにしてほしい.....	59

○キャリア教育、就職活動

[発達障害]

事例 No.1571(SLD)SPIの言語分野の得点が取れない。SPIを解くコツを教えてください.....	34
事例 No.1583(ADHD)授業の内容等が1度の説明では理解できない。教室の急な変更等も事前に説明してほしい.....	40
事例 No.1843(ASD)他の学生や教員の言葉が気になり教室に入ることができず登校も困難になった.....	46
事例 No.1632ADHD、ナルコレプシーについて口頭で相談があったが具体的な支援要望の申し出がない.....	62

○その他

[視覚障害]

事例 No.1562(盲)テキストデータ化(語学・数式を含むものは点訳)、講義の録音、パソコン使用の許可等.....	4
事例 No.1815(盲)学内の共有スペースに点字ブロックを設置してほしい.....	6

[肢体不自由]

事例 No.1566(下肢機能障害)学内移動、教室間の移動に配慮してほしい.....	14
事例 No.1577(下肢機能障害)自動車通学許可と駐車場の確保、門扉開閉に関する配慮、寮生活に関する配慮等.....	16
事例 No.1579(上下肢機能障害)災害時避難、エレベータが使用できない場合車椅子ごと持ち上げて運んでほしい.....	19

[発達障害]

事例 No.1544(ADHD)実習・実験サポートや時間管理等、家族から要望。本人からは具体的な申し出がない.....	37
---	----

「障害者差別解消法」施行に伴う障害のある学生に関する  
紛争の防止・解決等事例集  
令和 2 年度収集事例

令和 3 年 3 月

独立行政法人日本学生支援機構

学生生活部障害学生支援課

〒135-8630 東京都江東区青海 2-2-1

電話:03-5520-6176 FAX:03-5520-6051

E-Mail:tokubetsushien@jasso.go.jp